

各務原市学校適正規模・適正配置等に
関する基本計画(案)
(改定版)

令和8年4月

各務原市教育委員会

目 次

I. 計画の改定にあたって	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画改定に向けた背景	1
3. 本検討委員会の議論の取り組み方について	1
4. 計画の位置づけ	2
II. 各務原市の学校規模の現状について	3
1. 各務原市の人口推移について	3
2. 各務原市の小中学校の現状	5
3. 全市的なアンケート調査の結果	10
III. 各務原市の教育方針について	15
1. 国の動向	15
2. 各務原市の教育に関する考え方	24
IV. 各務原市の課題について	28
V. 学校の適正規模・適正配置に関する方針	29
1. 基本方針について	29
2. 適正規模について	30
3. 適正配置について	32
4. 学校種及び施設形態について	34
VI. 学校の適正規模・適正配置を進めるうえでの留意点	36
1. 児童生徒に対する配慮	36
2. 通学環境・通学手段への配慮	36
3. 保護者や地域の方々の理解と協力	36
4. 学校跡地の活用	37
VII. 各小中学校の将来規模・環境の整理	38

VIII. 実施計画の策定について	64
1. 学校再編案の検討	64
2. 学校再編対象グループ	66
3. 学校の適正化について	67

I. 計画の改定にあたって

1. 計画改定の趣旨

全国的に少子化が進行する中、各務原市においても児童生徒数が減少し、全体として小中学校の小規模化が進んでいる。将来的に、教育環境への様々な課題が生じることを懸念し、次代を担う子どもたちが「確かな学力を身に付け、豊かな人間性と健やかな体の育成といった『生きる力』を育むことができる」望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実を図ることを目的として、令和2年に「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画（以下、「基本計画」という）」を策定した。

策定から5年が経過し、グローバル化やデジタル社会の進展、格差の固定化と再生産など社会情勢が大きく変化を続ける中で、学校施設の老朽化、そして想定以上の児童生徒数の減少に対応するために、具体的な再編や建替を見据え、基本計画の改定を行うものである。

2. 計画改定に向けた背景

市内の小中学校の児童生徒数の推移については、小学校では昭和57年、中学校では昭和62年をピークに年々減少し、現在とともにピーク時の55%以下まで減少しており、今後もさらに減少傾向は続くと予想されている。

今日の子どもたちを取り巻く社会状況の変化などを考慮すると、小中学校のさらなる小規模化は、児童生徒の社会性の育成をはじめ、多様な学習活動や集団活動の展開など、学校運営に課題が生じることが懸念される。

こうした現状を受け入れ、将来を見据え、各務原市の学校教育の充実を図り、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を図る観点から、市立小中学校の適正規模について検証することを目的に令和2年に基本計画を策定し、適正化すべき小規模校の範囲を定めるとともに、各小中学校についての方向性を示した。この時点では、一定の学校規模を確保することが重要としつつも小規模校についてはそのメリットを活かすとともに、デメリットを緩和する取り組みなどの状況を見極めながら柔軟に対応することが望ましいと考えた。

しかし、令和2年度以降も児童生徒数の減少が進むなか、令和7年度には一部の小学校が適正化すべき小規模校に該当するなど、近い将来に望ましい教育環境を確保できない可能性があることがわかった。そのため、改めて小規模校以外の学校も含めて数十年後を見据えた各務原市全体での学校のあり方について、児童生徒数の適正化や施設環境の整備、適切な通学環境の確保等の様々な観点から検討することとした。

検討にあたっては、外部有識者等で構成する「各務原市学校適正規模・適正配置等検討委員会」を設置し、児童生徒数の推計や市民アンケート等に基づいて議論を進めることとした。

3. 議論の取り組み方について

- (1) 学校規模の適正化と適正配置によって直接的に影響を受ける子どもたちの立場に立ち、子どもたちにとってより良い教育環境となるよう検討することが最も重要である。学校は子どもたちの教育の場であり、子どもたちが1日のうちで多くの時間を過ごす生活の場でもある。こうした、学校の役割が十分に果たされ、子どもの人権を尊重したより良い教育環境が提供されるような視点から議論する必要がある。

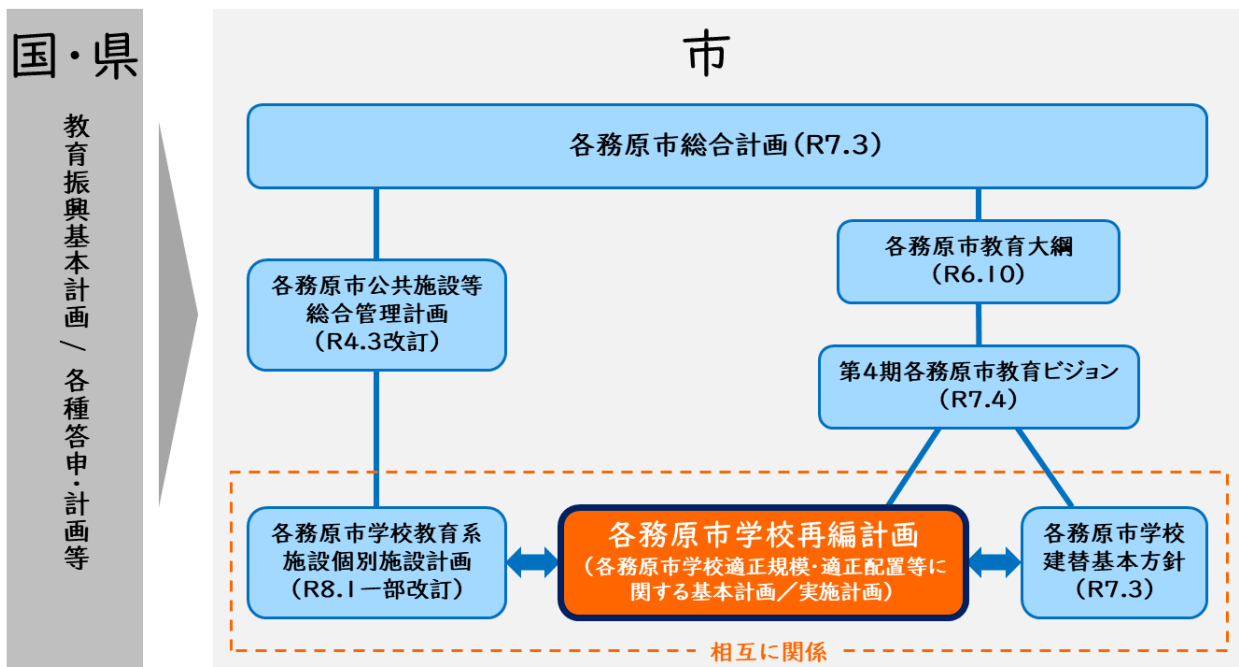
(2) 学校は各地域のコミュニティの核としての性格を有していることを考慮しつつ、子どもの学習の場としての機能を高めていくということを第一として考える必要がある。そのうえで、学校を再編した場合における地域住民と学校のつながりをどう維持していくかということについても考慮することが望ましい。

4. 計画の位置づけ

各務原市の学校教育の基本理念は、国が定めた「教育振興基本計画」や各種答申等、さらに「各務原市総合計画」における「もっとみんながつながる笑顔があふれる 元気なまち」という将来都市像を踏まえ、「各務原市教育大綱」に示されている。

本計画は、「各務原市教育大綱」の基本理念や基本方針を踏まえつつ、「各務原市学校教育系施設個別施設計画」や「各務原市学校建替基本方針」と相互に関係しながら、望ましい学校教育環境の実現に寄与する計画として位置づける。

【本計画の位置づけ】



Ⅱ. 各務原市の学校規模の現状について

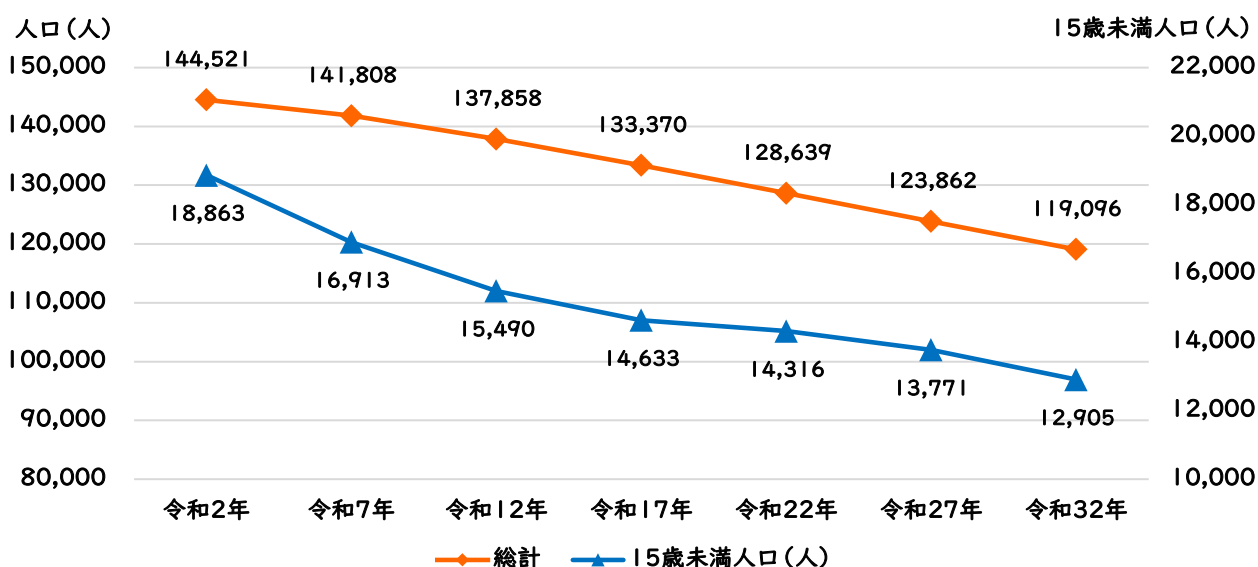
1. 各務原市の人口推移について

(1) 人口の推移

各務原市の人口は、平成21年に15万人を超えたのをピークに減少を続け、令和32年には12万人を割り込むと予測されている。

15歳未満人口も、今後も減少を続け、令和32年には約13,000人になると予測されている。

【各務原市の総人口と15歳未満人口の推移】



出典：国立社会保障・人口問題研究所「男女・年齢（5歳）階級別の推計」（2023(R5)年推計）

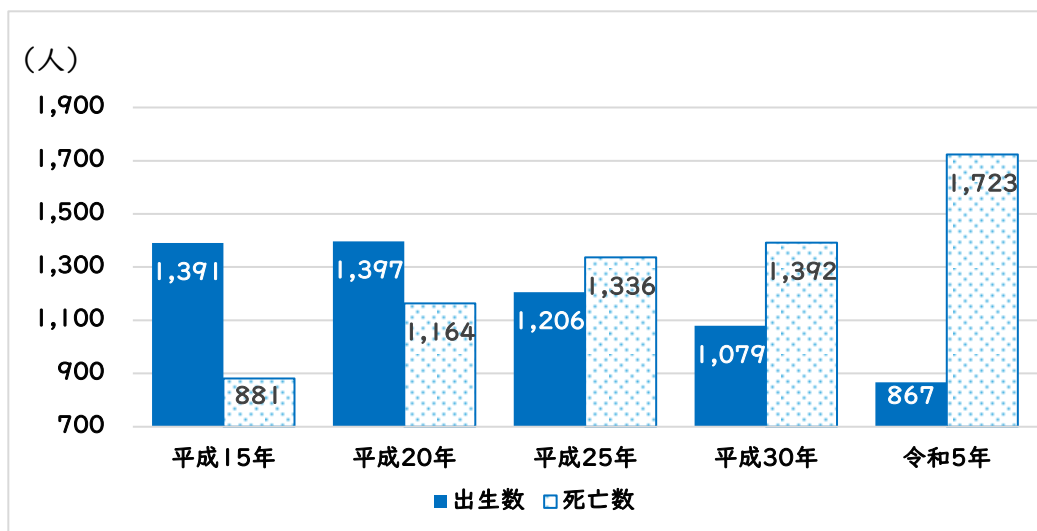
※2020年国勢調査実績値に基づいて推計しています。

(2) 少子化の背景となる人口の動態

① 人口の自然動態

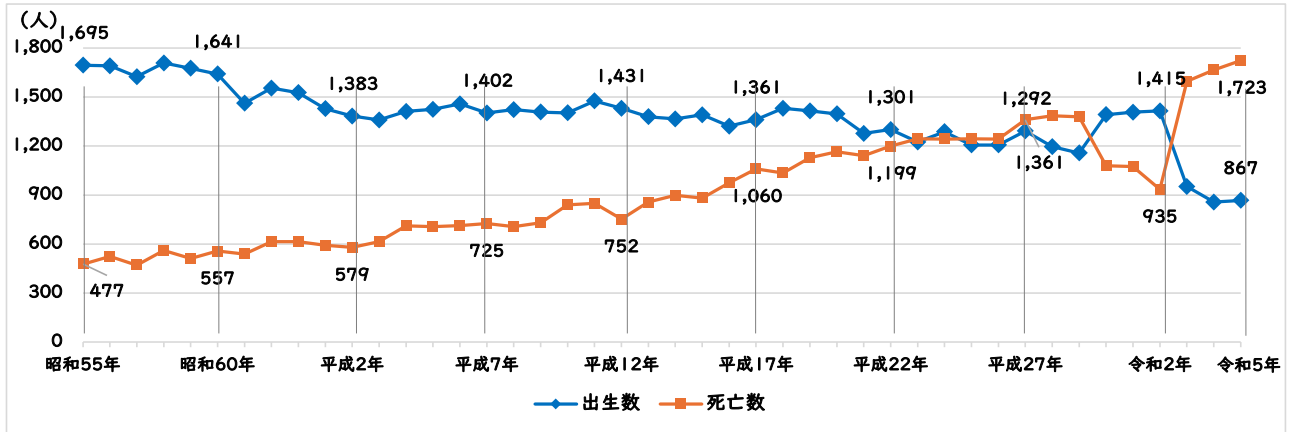
出生数は増減しながらも全体的な傾向としては減少し、死亡数は増加している。

【出生数と死亡数の推移①】



出典：統計書かかみがはら令和6年度版

【出生数と死亡数の推移②】

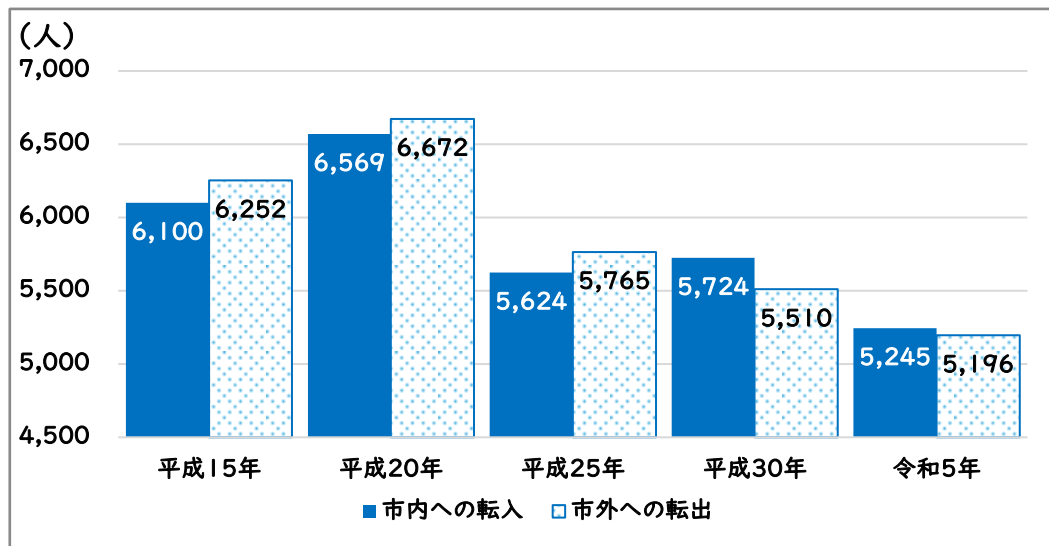


出典：統計書かかみがはら令和6年度版

② 人口の社会動態

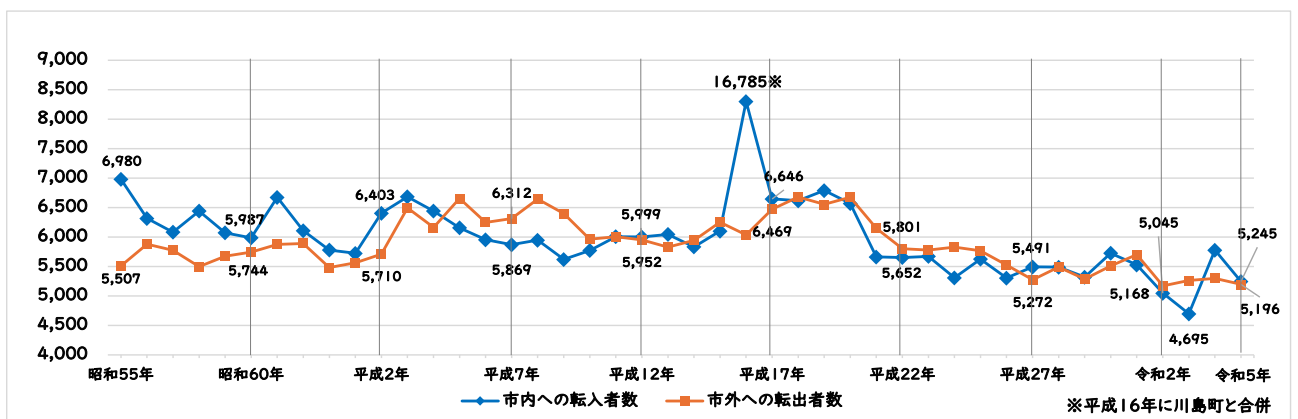
人口の社会動態では、2004（H16）年に川島町との合併により、転入が大きく増加しているが、近年は転入・転出ともに5,500人前後で推移している。

【市内への転入者数と市外への転出者数の推移①】



出典：統計書かかみがはら令和6年度版

【市内への転入者数と市外への転出者数の推移②】



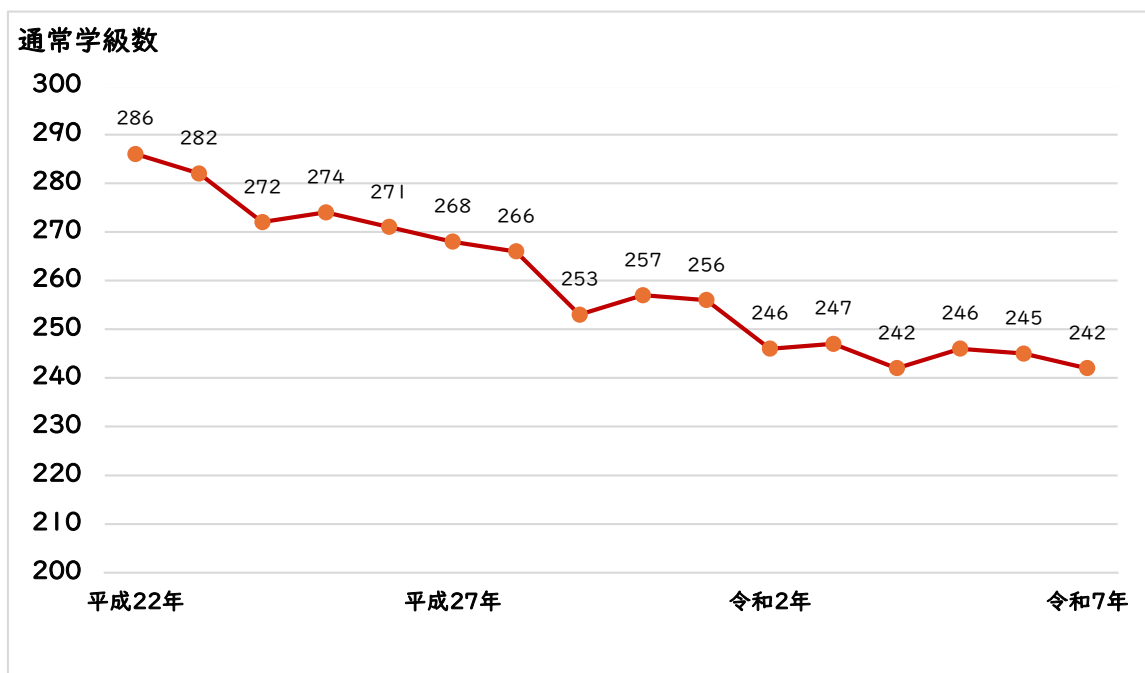
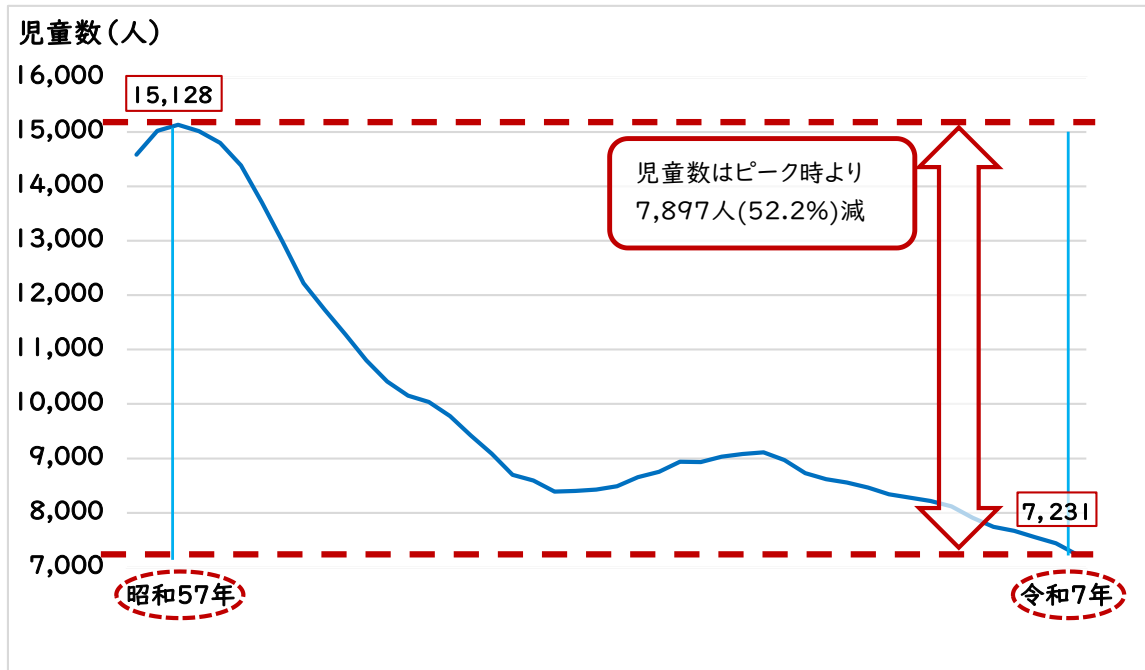
出典：統計書かかみがはら令和6年度版

2. 各務原市の小中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

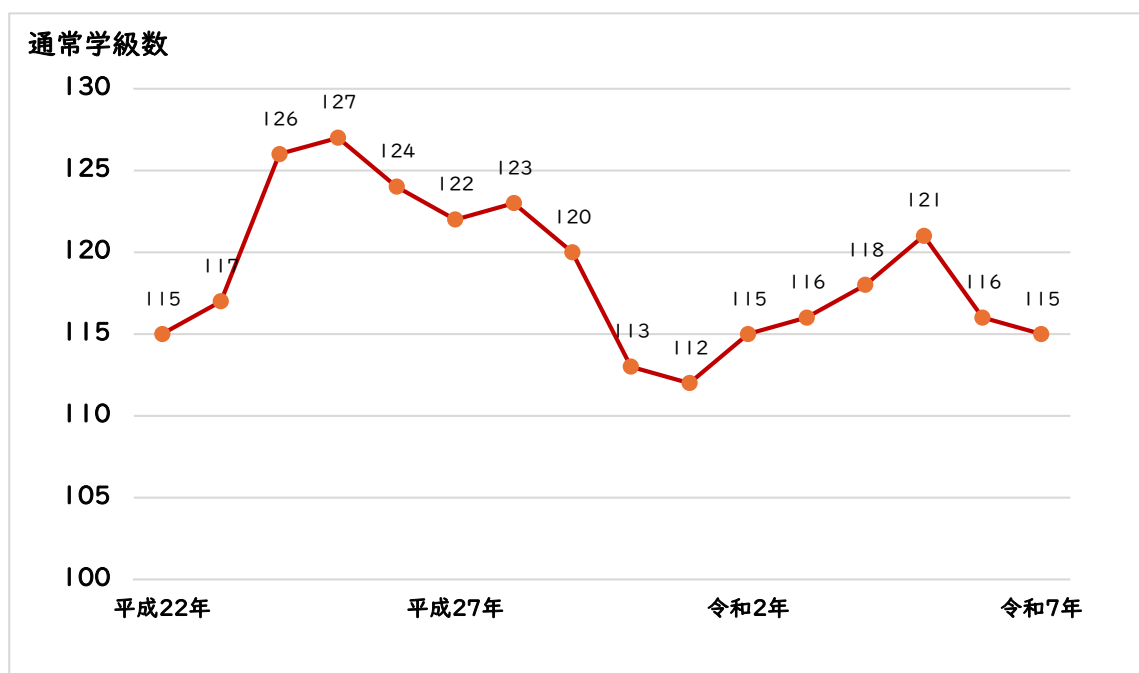
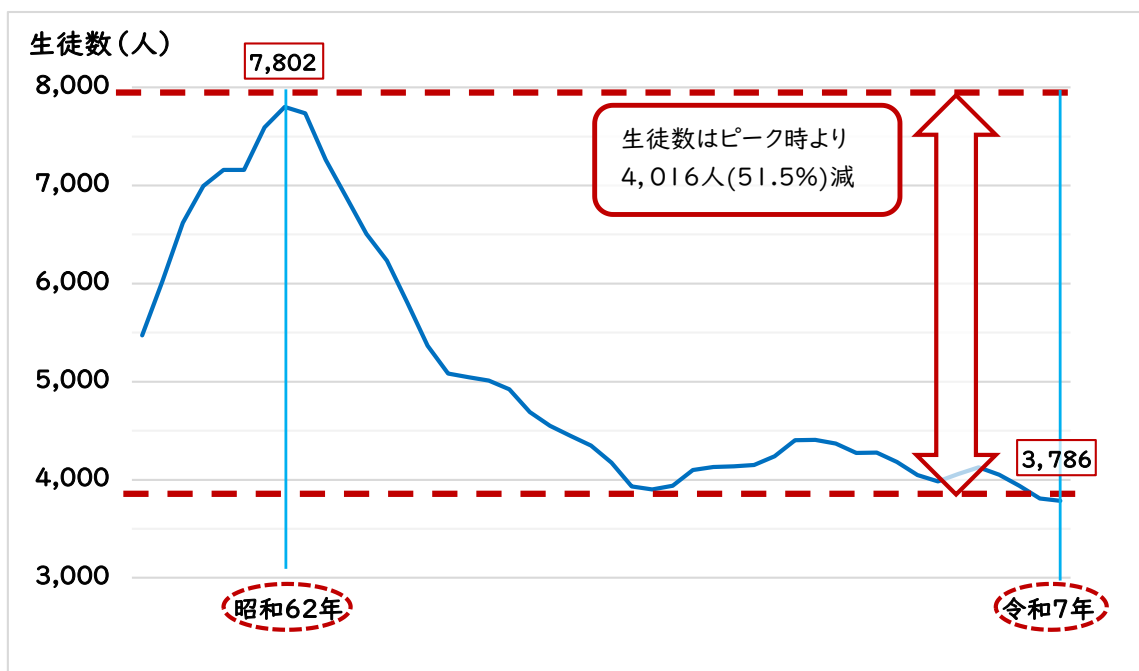
小学校の児童数は、昭和57年をピークに大きく減少しており、令和7年の児童数は7,231人で、ピーク時から52.2%減少している。また、通常学級数も減少傾向である。

【小学校 児童数と通常学級数の推移】



中学校の生徒数は、昭和62年をピークに大きく減少しており、令和7年の生徒数は3,786人で、ピーク時から51.5%減少している。また、通常学級数は35人学級への段階的な移行による一時的な増加はあったものの、全体としては減少傾向である。

【中学校 生徒数と学級数の推移】



令和7年5月1日現在の児童生徒数について、令和2年の基本計画で定めた学校の適正規模等を基に整理すると、小学校17校のうち、2校が適正化すべき小規模校(6学級以下で児童生徒数120人以下)に該当している。

【市内小学校の児童数・通常学級数(令和7年5月1日現在)】

学校名	全校児童 総数	通常 学級数	学校名	全校児童 総数	通常 学級数
那加第一小学校	895人	28	鵜沼第三小学校	605人	19
那加第二小学校	456人	16	緑苑小学校	102人	6
那加第三小学校	422人	13	八木山小学校	149人	7
尾崎小学校	151人	6	陵南小学校	362人	13
稲羽西小学校	294人	12	各務小学校	156人	6
稲羽東小学校	119人	6	蘇原第一小学校	755人	24
川島小学校	710人	22	蘇原第二小学校	453人	15
鵜沼第一小学校	601人	18	中央小学校	357人	12
鵜沼第二小学校	644人	19			

【市内中学校の生徒数・通常学級数(令和7年5月1日現在)】

学校名	全校生徒 総数	通常 学級数	学校名	全校生徒 総数	通常 学級数
那加中学校	596人	18	鵜沼中学校	497人	15
桜丘中学校	321人	10	緑陽中学校	311人	10
稲羽中学校	266人	9	蘇原中学校	645人	19
川島中学校	406人	12	中央中学校	744人	22

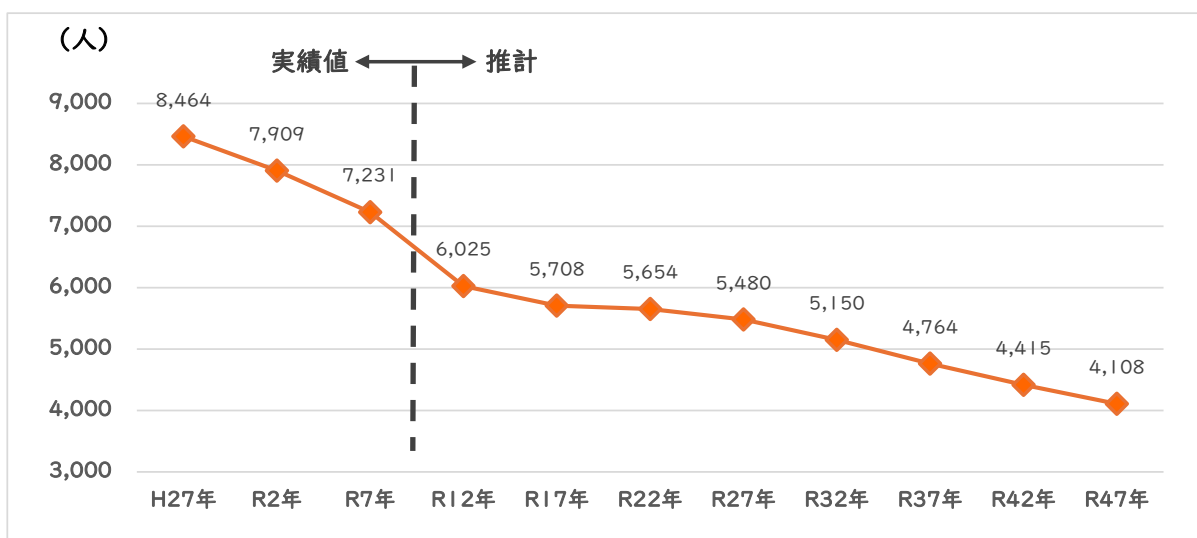
(2) 児童生徒数の将来推計

基本計画の見直しにあたり、将来的な児童生徒数の傾向を把握するため、将来推計を実施した。

将来推計は、一般的な人口推計の手法を用いて、小中学校ごとに6パターン（要因法10年H27-R7、要因法5年H27-R2、要因法5年R2-R7、変化率法10年H27-R7、変化率法5年H27-R2、変化率法5年R2-R7）で実施した（資料編「コーホート法による人口推計」参照）。

小学校の児童数の将来推計を確認すると、令和7年の7,231人から令和47年には4,108人と約4割減少する見込みである。

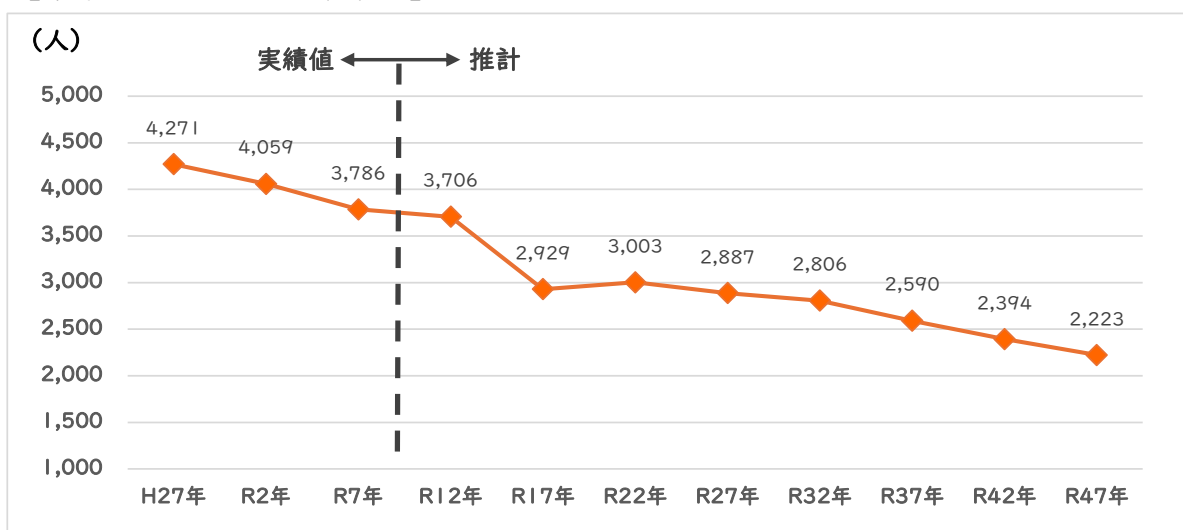
【小学校 児童数の将来推移】



※数値は将来推計6パターンの平均値

中学校の生徒数の将来推計を確認すると、令和7年の3,786人から令和47年には2,223人と約4割減少する見込みである。

【中学校 生徒数の将来推移】



※数値は将来推計6パターンの平均値

児童生徒数は、数十年にわたって減少傾向が続くと想定されることから、現況の学校を維持した場合、小規模校が増加することが懸念される。

(3) 小中学校の老朽化

本市は、各務原市学校教育系施設（小中学校）等個別施設計画において、鉄筋コンクリート造の校舎の目標使用年数を概ね70年から80年としている。

また、令和6年度策定の各務原市学校建替基本方針では、地元の合意形成から建替完了まで、10年近くの年月が必要とされている。

市内の小中学校について、最も古い校舎の築年数を整理すると、令和7年4月時点で、築60年を超える学校が小学校と中学校を合わせて7校存在する。全ての学校で耐震改修工事が実施されているものの、全市的に学校施設の老朽化が進行している。

【市内小学校施設の築年数】

学校名	築年数	学校名	築年数
那加第一小学校	61年	鵜沼第三小学校	52年
那加第二小学校	56年	緑苑小学校	50年
那加第三小学校	54年	八木山小学校	49年
尾崎小学校	50年	陵南小学校	42年
稲羽西小学校	61年	各務小学校	57年
稲羽東小学校	56年	蘇原第一小学校	68年
川島小学校	50年	蘇原第二小学校	54年
鵜沼第一小学校	54年	中央小学校	48年
鵜沼第二小学校	55年		

築60年以上の学校（令和7年4月時点）

【市内中学校施設の築年数】

学校名	築年数	学校名	築年数
那加中学校	65年	鵜沼中学校	64年
桜丘中学校	40年	緑陽中学校	48年
稲羽中学校	67年	蘇原中学校	59年
川島中学校	61年	中央中学校	47年

築60年以上の学校（令和7年4月時点）

3. 全市的なアンケート調査結果の概要

令和7年8月～9月に各務原市の①15歳以下の子ども及びその保護者、②16歳以上の市民、③教員を対象として、全市的なアンケート調査（以下「アンケート調査」という）を実施した。

【アンケート調査の実施概要】

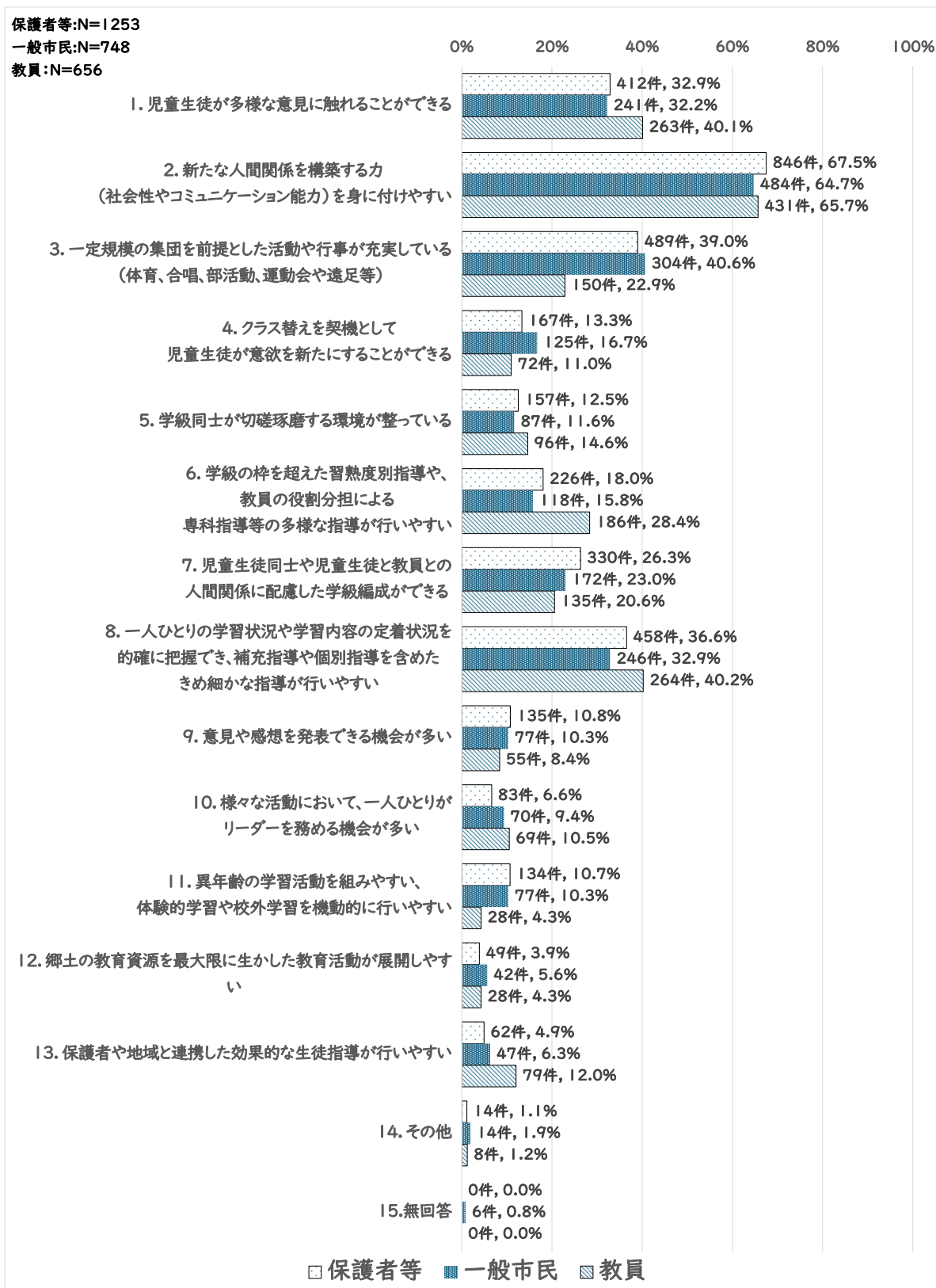
項目	内容
実施期間	令和7年8月～9月
対象者	① 無作為抽出した市内在住の15歳以下の子ども及びその保護者（保護者等）
	② 無作為抽出した16歳以上の市民（一般市民）
	③ 市内の公立小中学校に勤務する全ての教員
配布方法	郵送により配布
主な設問項目	子どもたちの教育環境について、特に重要だと考えるもの
	子どもたちにとってよりよい教育環境とするために、今後どのようにすることが望ましいと考えるか
	それぞれの再編パターンについて許容できるかどうか
	再編が行われる場合、重視すべき事項

【アンケート調査の実施結果】

アンケート対象	配布数	回答数	回収率
① 15歳以下の子ども及びその保護者（保護者等）	3,000人	1,253人	42.9%
② 16歳以上の市民（一般市民）	3,000人	748人	25.7%
③ 教員	691人	656人	94.9%

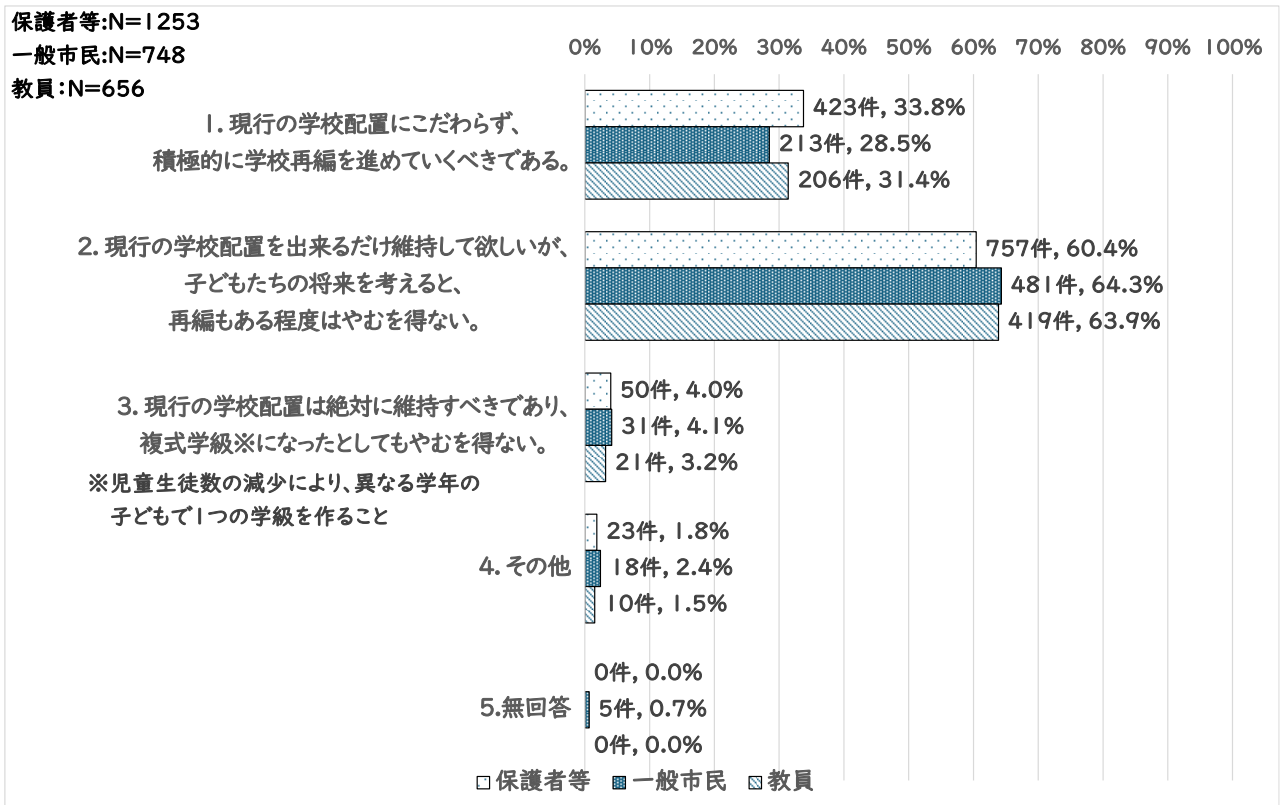
設問 子どもたちの教育環境について、特に重要だと考えるものをお選びください。(3つまで選択可)

作成した設問は大きく大規模校でのメリットと小規模校でのメリットに分類できる。その中で大規模校にて実現できる教育環境の方が重要と考えている人が多いことが分かる。しかし、小規模校でのメリットを重要視している人も一定数みられ、学校再編においては一人ひとりの学習状況に合わせた教育環境の整備について、ハード面・ソフト面の両方での対応が必要と想定される。



設問 児童生徒数の減少やそれに伴う学級数の減少が推測されるなか、子どもたちにとってよりよい教育環境とするために、今後どのようにすることが望ましいと考えますか。(1つだけ選択)

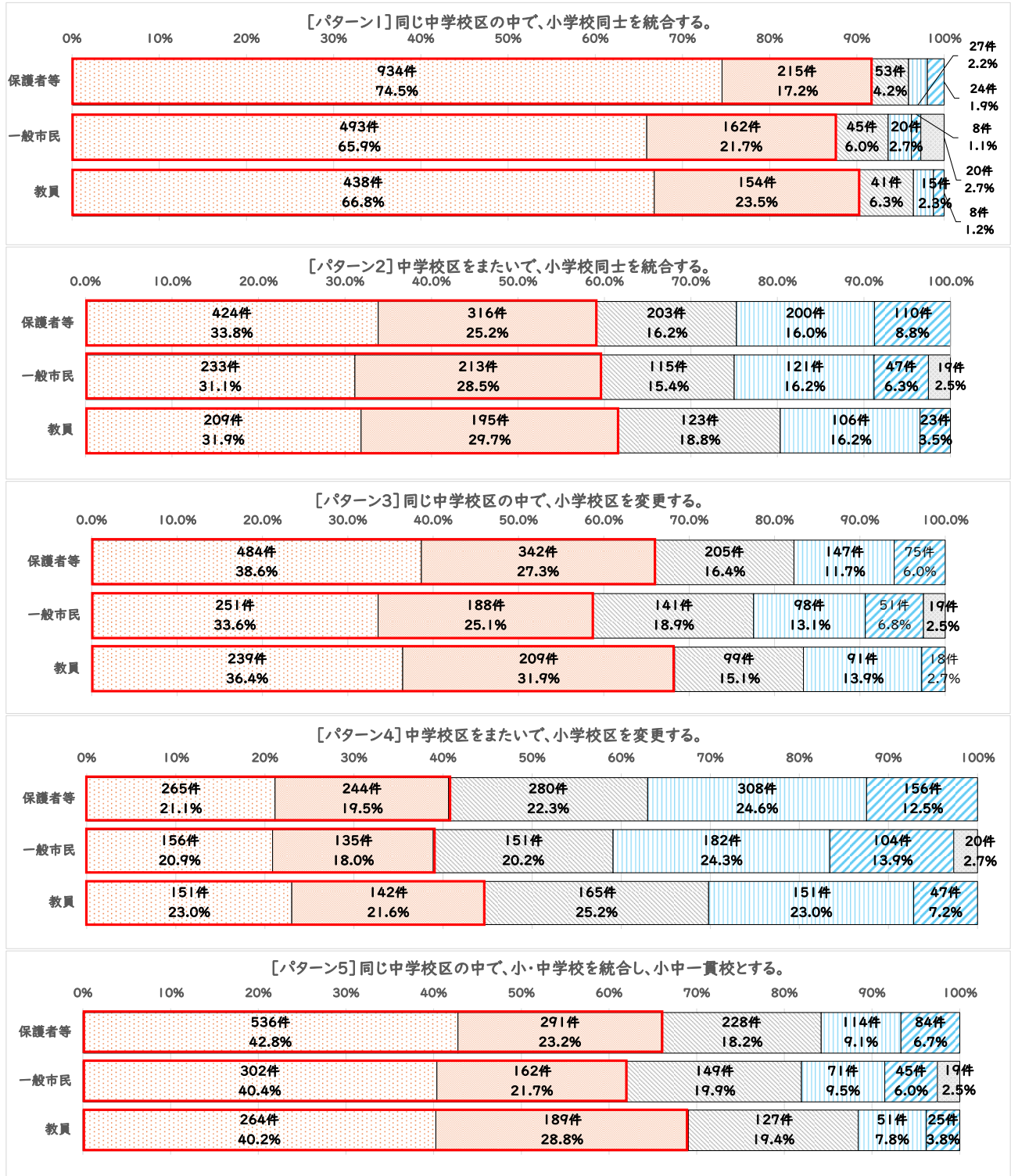
ほぼ全ての人々が学校再編を許容していることが分かる。また、学校再編を進めるべきと考える人が現行の学校規模を維持するべきと考える人よりも多いことが分かる。



設問 仮に、あなたのお住まいの近くの学校が再編の対象校になったとします。学校の再編には、色々なパターンが考えられます。下記にいくつかの再編パターンを例示しますので、それぞれのパターンについて、許容できるかどうか、あなたの考えに最も近いものをお選びください。(1つだけ選択)

許容できる人の割合は、パターン1が最も多く、中学校区の中で小学校単位をできる限り維持しながら再編していくことが望まれている。また、パターン5が次いで多く、小中一貫校化への許容度も高いことがうかがえる。なお、パターン4のみ、許容できる人の割合が過半数を下回っている。

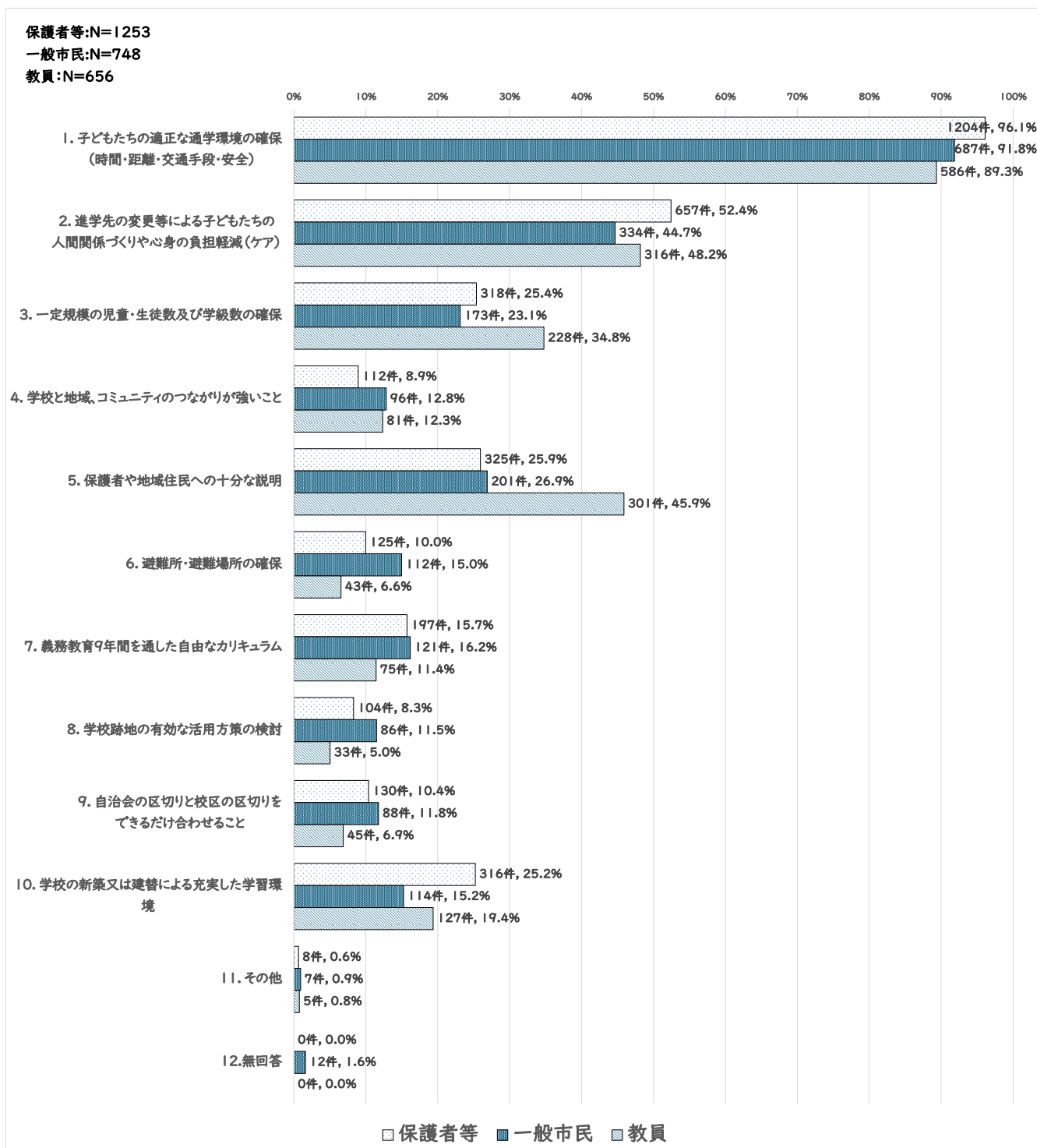
保護者等:N=1,253 一般市民:N=748 教員:N=656



1. 許容できる
 2. どちらかといえば許容できる
 3. どちらともいえない (分からない)
 4. どちらかといえば許容しがたい
 5. 許容しがたい
 6. 無回答

設問 再編が行われる場合、重視すべき事項について、当てはまるものをお選びください。(3つまで選択可)

適切な通学環境の確保を最も重要視していることが分かる。そのため、学校再編案を検討するうえで通学距離や学校区割の変更により影響を受ける児童生徒に対して、スクールバスといった通学手段などの検討が必要である。また、当事者である子どもたちに対する学校再編での負担軽減についても重視している傾向があることから、児童生徒同士の事前交流といった人間関係づくりの検討が必要である。



Ⅲ. 各務原市の教育方針について

Ⅰ. 国の動向

(1) 今後の教育政策に関する基本的な方針

国は令和5年6月に閣議決定した「第4期教育振興基本計画」において、今後の教育政策に関する基本的な方針・コンセプトや、令和の日本型学校教育について、次のとおり示している。

① 総括的な基本方針・コンセプト

国は今後目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念を以下の2つとしている。

○2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

Society 5.0 においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を備えた人材が期待されている。こうした要請も踏まえ、個々人が自立して自らの個性・能力を伸長するとともに、多様な価値観に基づいて地球規模課題の解決等をけん引する人材を育成していくことも重要である。

○日本社会に根差したウェルビーイングの向上

これまでの計画の基軸を発展的に継承し、誰もが地域や社会とのつながりや国際的なつながりを持つことができるような教育を推進することで、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指すことが重要である。

出典：令和5年 文部科学省 第4期教育振興基本計画

② 5つの基本的な方針

総括的な基本方針・コンセプトを踏まえて5つの基本的な方針を定めている。

1) グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

2) 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

3) 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

4) 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

5) 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

出典：令和5年 文部科学省 第4期教育振興基本計画

③ 「令和の日本型学校教育」の構築

中央教育審議会は令和3年1月に取りまとめた「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」において、「令和の日本型学校教育」の姿と構築に向けた今後の方向性を次のとおり示している。

「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿について、義務教育課程では学習環境や地域との連携に関する将来像が示されている。

- 児童生徒一人一人の資質・能力を伸ばすという観点から、新たなICT環境や先端技術を最大限活用することなどにより、基礎的・基本的な知識・技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の確実な育成が行われるとともに、多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ、その意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されている。
- 個々の児童生徒の学習状況を教師が一元的に把握できる中で、それに基づき特別な支援が必要な者に対する個別支援が充実され、多様な児童生徒がお互いを理解しながら共に学び、特定分野に特異な才能のある児童生徒が、その才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会にアクセスすることができる。
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合いや、多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする探究的な学び、様々な体験活動、地域の資源を活用した教育活動などを通じ、身近な地域の魅力や課題などを知り、地域の構成員の一人としての意識が育まれている。また、家庭や地域と連携・協働しながら、社会への関心を高めるなど児童生徒に主権者としての意識が育まれている。
- 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力を育成するとともに、児童生徒の生活や学びにわたる課題（貧困、虐待等）が早期に発見され、外国人児童生徒等の社会的少数者としての課題を有する者を含めた全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる。

出典：令和3年 文部科学省 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

国はこれまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障、という3つの保障を学校教育の本質的な役割として重視し、これを継承していくことが必要だとして、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性を示している。

- 1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- 2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- 3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- 4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- 5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- 6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

出典：令和3年 文部科学省 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

(2) 適正規模に関する考え方

国は平成27年1月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、学級数に関する視点から課題整理を行うとともに、学校規模に関する課題解決に向けた基本的な考え方や望ましい学級数の考え方を次のとおり示している。

① 教育的な観点

学校規模に関する課題解決に向けた基本的な考え方として、教育的な観点の重要性を示している。

○学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

出典：平成27年 文部科学省 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

② 望ましい学級数の考え方

このような教育的な観点などを踏まえ、小中学校における望ましい学級数の考え方を示している。

○小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

○中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

出典：平成27年 文部科学省 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

(3) 学校規模の標準規模と課題

① 小中学校及び義務教育学校の規模の標準

国は小中学校及び義務教育学校の規模の標準について、学級数により次のとおり設定している。

【学校教育法施行規則】

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

第七十九条の三 義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

② 学校規模に関する課題

一般的に、国が示す小中学校規模の標準(12~18学級)に比べて学級数が少ない場合は小規模校としている。また、25学級以上を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校としたうえで、過大規模校については速やかにその解消を図るように促している。

また、小規模校と大規模校の課題について以下に示している。

▶ 小規模校の課題

学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて以下の課題が一層顕在化することが懸念される。

- 1) クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- 2) クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- 3) 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- 4) クラブ活動や部活動の種類が限定される
- 5) 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- 6) 男女比の偏りが生じやすい
- 7) 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- 8) 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- 9) 班活動やグループ分けに制約が生じる
- 10) 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- 11) 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- 12) 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- 13) 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- 14) 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

出典:平成27年 文部科学省 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

また、特に複式学級となる場合には以下のような課題も生じ得ると想定される。

- 1) 教員に特別な指導技術が求められる
- 2) 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- 3) 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- 4) 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- 5) 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

出典：平成27年 文部科学省 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

▶ 小規模校によって児童生徒に与える影響

上記で述べたような学級数が少ないことによる学校運営上の課題が生じた場合に、児童生徒には以下のような影響を与える可能性がある。

- 1) 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- 2) 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- 3) 協働的な学びの実現が困難となる
- 4) 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- 5) 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- 6) 教員への依存心が強まる可能性がある
- 7) 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- 8) 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- 9) 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

出典：平成27年 文部科学省 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

▶ 大規模校の課題

一方で大規模校における主な課題は次のとおりである。

- 1) 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある
- 2) 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある
- 3) 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
- 4) 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
- 5) 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある
- 6) 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある
- 7) 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

出典：平成27年 文部科学省 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

(4) 小中一貫教育に関する考え方

国は平成28年12月に策定した「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」において、小中一貫教育が求められる背景や目的等について次のとおり示している。

① 制度改正の意義

平成28年4月1日に施行された改正学校教育法における制度改正の意義について、はじめに以下のように示されている。

しかしながら、小中一貫教育の導入自体が目的でないことは言うまでもありません。(中略)大切なことは、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高めることであり、そのためには、新たに導入を希望する設置者に対するソフト面での支援が重要になってくると考えています。

出典：平成28年 文部科学省 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引

② 小中一貫教育が求められる背景・目的

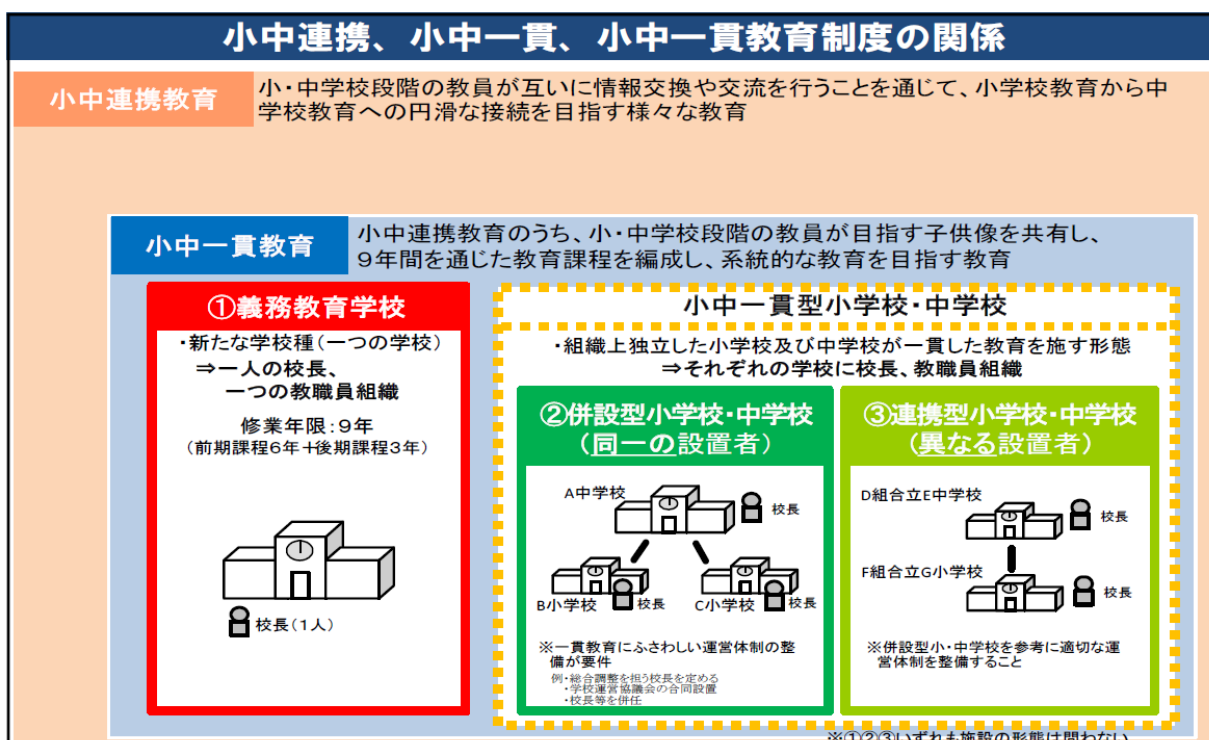
小中一貫教育が求められる背景・理由について、大きく以下の6つが挙げられる。

- 1) 義務教育の目的・目標の創設
- 2) 教育内容や学習活動の量的・質的充実
- 3) 発達の早期化等に関わる現象
- 4) いわゆる「中1ギャップ」
- 5) 社会性育成機能の強化の必要性
- 6) 学校現場の課題の多様化・複雑化

出典：平成28年 文部科学省 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引

③ 小中一貫教育制度について

小中一貫教育については、地域の実情に即した多様な取り組みが行われてきた状況を踏まえ、学校教育法の改正により「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」という大きく2つの形態が制度化された。



出典:平成28年 文部科学省 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引

このうち「義務教育学校」の概要について以下のように示されている。

- 「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。
- 修業年限は9年ですが、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められています。
- 義務教育学校は、9年の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されていますが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になります。
- 義務教育学校は、国立・公立・私立のいずれも設置が可能ですが、公立については、既存の小学校及び中学校と同様、市区町村の学校設置義務の履行の対象であり、市区町村教育委員会による就学指定の対象校となります。また、施設の形態についても、いわゆる施設一体型だけでなく、前期課程と後期課程や学年段階の区切りに応じて異なる施設を用いる施設隣接型や施設分離型の義務教育学校を設置することも可能です。
- 教員の免許状については、小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することを原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持っていれば、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができるとされています。ただし、免許制度自体が柔軟なものに改善されているので、どちらかの免許状しか持っていない場合でも様々な取組に参画することは可能です。

出典:平成28年 文部科学省 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引

(5) 地域と学校の連携・協働

国は、未来を担う子どもたちの豊かな学びや成長を支えるため、地域と学校の連携・協働に向けた体制づくりを進めている。

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。学校は、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加、特別な配慮を必要とする児童生徒数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要な状況となっています。また、そのような学校の役割の拡大により教員の業務量が増加しているといった課題も出てきています。

一方、地域においても、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されています。

そうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要です。

出典：令和2年度 文部科学省 これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動

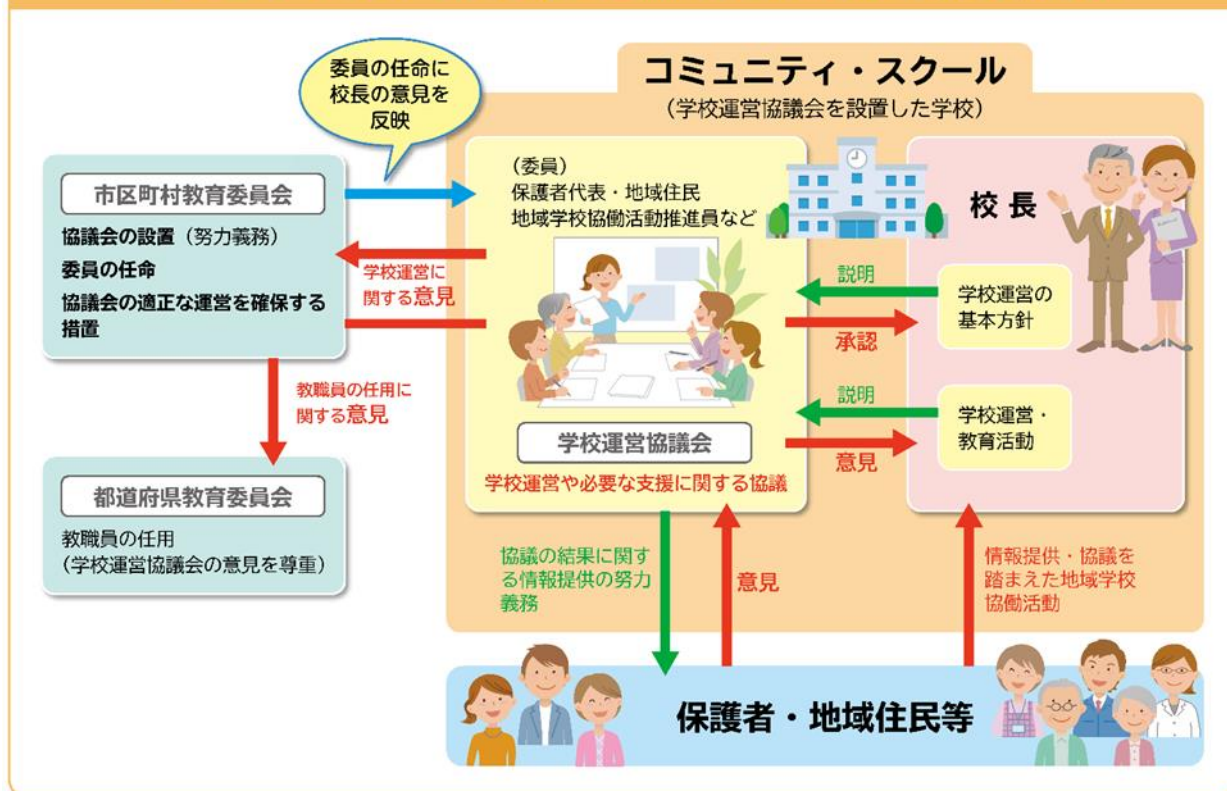
コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校

学校運営協議会とは・・・

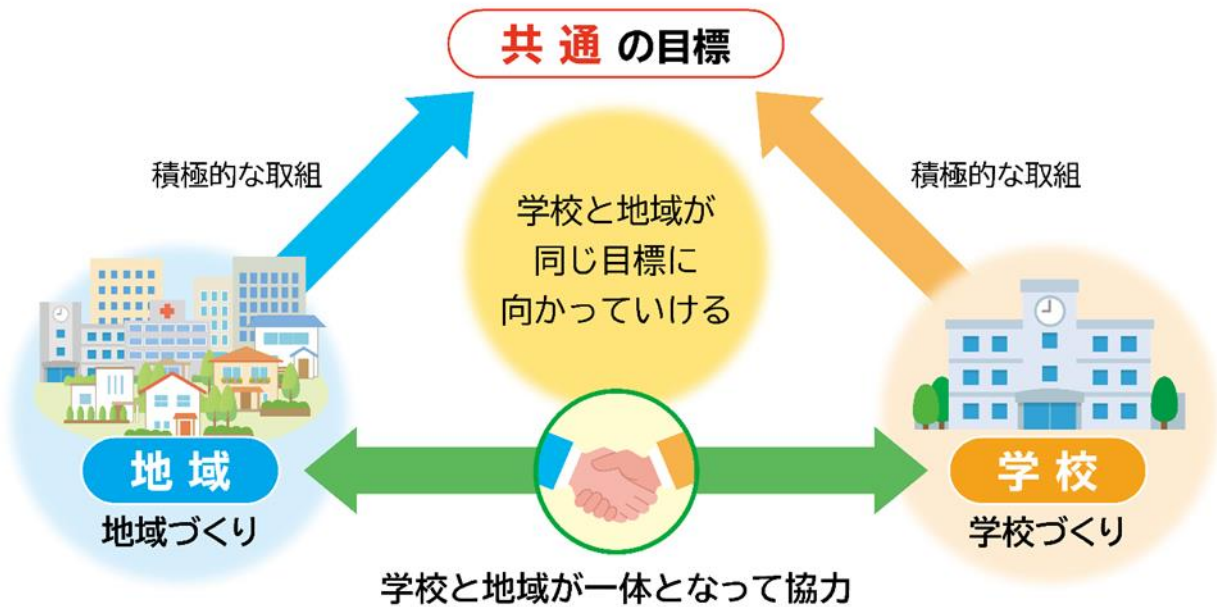
法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の仕組み



出典：令和2年度 文部科学省 これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動

学校と地域がパートナーとなることで・・・



保護者・地域住民等も教育の当事者になることで、責任感をもち、積極的に子供の教育に携わるようになる。

- 近所に元気のない様子の子供がいても、なかなか声をかけることができない
- 子供のマナーについて学校へ苦情の電話
- 積極的な声掛けや自ら指導する機会が増える
- 学校任せではなく、地域が学校とともに対策を考える

保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実。

- 自分の経験を生かして学校や子供のサポートをしたいが、迷惑にならないか
- 地域の人と関わる機会が減ってきている
- 地域人材を活用した学習が単発で終わってしまう
- 地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現する
- 学校を中心に地域がつながり、地域の活動が活発になる
- 地域の創意工夫や特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持つようになる

保護者・地域住民等と学校が“顔が見える”関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現。

- 一方的な意見が数多く学校に寄せられる
- 学校が保護者や地域住民の様々な要望の対応に追われている
- 学校の現状や方針への理解が深まり、地域が学校の応援団になる
- 地域の協力により教職員が子供と向き合う時間が増える

その他にも・・・

学校と地域の協力体制が築かれることで、生徒指導、防犯、防災等の面でも課題解決に向けて効果が期待されます。

2. 各務原市の教育に関する考え方

(1) 基本理念・基本方針

各務原市は、教育、学術および文化振興に関する基本理念及び基本方針について、「各務原市教育大綱（令和7年度～令和11年度）」にて定めている。

【基本理念】

もっとみんながつながる笑顔があふれる元気なまちへ
～心豊かで自分らしく輝けるひとを育む～

【基本方針】

1. みんなで心豊かな子どもたちを育みます

地域社会全体で子どもを守り、未来を担う子どもたちが学び、心豊かでたくましく成長することができる教育環境の整備を推進します。

学校教育
<ul style="list-style-type: none">子どもたち一人ひとりが学び、活動する喜びを実感することができ、確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育めるよう環境を整えます。子どもたち一人ひとりに応じた教育を安心して受けることができ、社会的に自立するための力を育めるよう環境を整えます。地域の人材や施設等の様々な地域資源を活かして、子どもたちの多様な見方や考え方を育み、学校や地域への愛着や誇りを抱いてもらいます。
青少年健全育成
<ul style="list-style-type: none">家庭や地域で青少年の健全育成に関わる活動が活発に行われ、子どもたちが健やかに育つ環境を整えます。子どもたちの人間的な成長に欠かすことのできない機会として、その創造性を育む様々な自然体験や社会体験ができる環境を整えます。

(2) 地域と学校の連携・協働に関するこれまでの取り組み

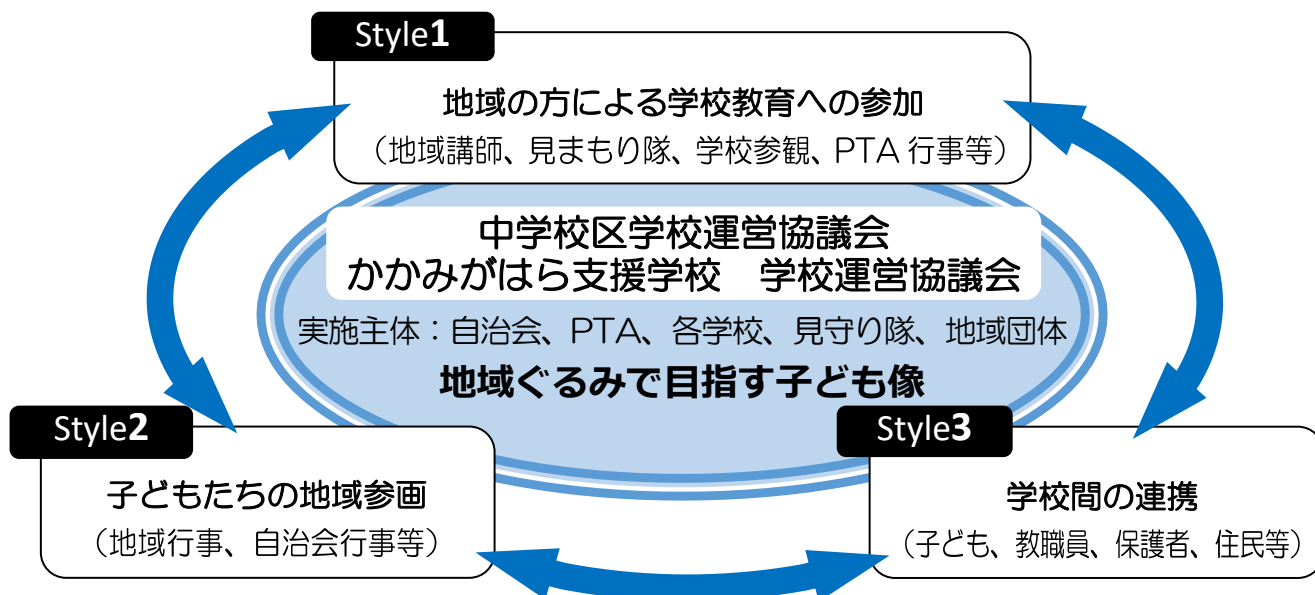
① 各務原市型コミュニティ・スクールの実施

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革・地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。

各務原市は、平成30年度から令和2年度にかけて市内全ての中学校区単位でコミュニティ・スクールを実施している。各々に学校運営協議会を設置し、「地域とともにある学校」づくりを目指して地域・家庭・学校が連携し、義務教育9年間を通して地域全体で子どもたちを育成している。

コミュニティ・スクールを推進し、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営を行うことは、子どもたちの学びや体験の充実により子どもたちの豊かな成長につながるとともに、参画する保護者や地域住民等の自己有用感や生きがいとなることが期待できる。

【各務原市型コミュニティ・スクールの実践スタイルと目指す方向】



② 各務原市型コミュニティ・スクールの実績

令和2年度には市内全中学校区で学校運営協議会が組織され、地域の文化や実態に合わせた活動が進められている。

[Style1] 地域の方の学校教育への参加の事例

稲羽中学校では、全校生徒で盆踊り(稲羽音頭)を学んだ。地域住民をゲストティーチャーとして招き、生徒が地域住民と直接関わりながら地域の伝統文化に触れる機会となっている。

鵜沼中学校区では、定期的に「あいさつの日」を設け、3小1中が同日に校門や校舎玄関付近での「あいさつ運動」を実施した。多くの地域住民が参加し、明るい声と笑顔であいさつを交わしている。

蘇原中学校では、2学年が近隣公共施設や事業所等へ出向き、職業体験学習を実施しているが、学校運営協議会委員の紹介で、さらに多くの業種事業所等が対象として加わり、選択肢を広げて体験学習に臨んでいる。

[Style2] 子どもたちの地域参画の事例

桜丘中学校区では、2小1中が合同資源回収を実施した。子どもの参加だけでなく、保護者同士の関わりも増えた。子どもが主体的に地域参画をすることで、地域のつながりを深くする契機となっている。

緑陽中学校では、子どもたちが高齢者宅に花を届ける「フラワーエンジェル活動」を行っている。高齢者にも喜ばれているが、子どもたち自身が充実感を味わうとともに、自己有用感を高める活動となっている。

[Style3] 学校間の連携の事例

那加中学校区では、2小1中が合同で花植え活動を実施した。3校の児童生徒、学校運営協議会委員を中心とした地域住民、各小中学校のPTA会員が参加し、植えた花は、学校や地域公共施設等に飾られた。願いを共有することで、学校と地域に一体感を生み出す活動となった。

一小一中が隣接する川島校区では、掃除時間の交流を行っている。中学校の生徒らが小学校を訪れ、掃除の時間に一緒に活動をしながら、掃除の仕方をやさしく教えている。自分たちの学校を共に美しくしようとする思いが育まれている。

中央中校区では3小1中で児童会及び生徒会代表者によるオンライン会議を行い、各小・中学校のよさや課題を交流するとともに、「合同あいさつ運動」に向けた願いを共有したことで、より小中の垣根を超えた連携が生まれる活動となった。



地域住民をゲストティーチャーとして招き、盆踊りを学ぶ様子



子どもたちが地域の
高齢者宅へ花を届ける様子



地域住民やPTA会員と共に
実施した花植え活動の様子

(3) 小中一貫教育の推進

「各務原市型コミュニティ・スクール」は、地域と共に小学校・中学校が連携することにより、義務教育9年間での学校づくりを目指すという点で、小中一貫教育の考え方と共通する部分がある。

また、小中一貫教育制度の導入により、次のような利点が考えられる。

① 系統性・連続性を意識した柔軟なカリキュラム設定

小中学校の学習指導要領を準用し、義務教育9年間を見通した学校教育目標の設定や、9年間の系統性を確保した教育課程の編成が可能となる。9年間の教育課程は、基本的には「前期課程」である6年間と「後期課程」である3年間に分けられるが、「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能となる。また、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間での指導内容の入替え、前倒し等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者である市の判断で実施することが可能となる。

② 専門性を生かした「教科担任制」の導入

教員の持つ免許や専門性に応じて、後期課程（中学校相当）の教員が前期課程（小学校相当）の学年を教える「乗り入れ指導」や、低学年からの「教科担任制」も可能となる。より分かりやすく質の高い授業の提供により、子どもの学習内容の理解が高まり、学力向上につながるるとともに、後期課程への円滑な接続が期待できる。また、異なる指導スタイルの教員と関わる機会が増えることで、子どもの学習意欲の向上も期待できる。

③ 異学年交流の活発化

1年生から9年生までの児童生徒が、学校行事などを通して異学年交流をすることにより、下級生への思いやりの心や規範意識、上級生へのあこがれの気持ちなどが醸成され、精神的な成長や社会性の育成が期待できる。

これらのことから、小中一貫教育を推進していくことが有効と考えられる。

また、小中一貫教育の特徴であるキャリア教育・探求的学習の充実等により、さらなる地域参加型の学校づくりが進むとともに、新たな各務原市教育モデルの確立が期待できる。

IV. 各務原市の課題について

(1) 全市的な児童生徒数の減少

令和2年の基本計画において定めた基準に基づくと、令和7年4月時点で市内小中学校のうち、2校が適正化すべき小規模校となっており、現在の小中学校を今後も維持する場合、適正化すべき小規模校に該当する学校はさらに増加し、複式学級がある小学校も発生することが危惧される。

小規模校には、児童生徒同士の関係が密接で、きめ細やかな指導を受けやすいという側面がある一方で、クラス替えができず、人間関係が固定化される、多様な意見に触れることのできる機会が減少する、集団活動等が制約されるといった課題が生じる可能性がある。また、小規模校化は教職員の配置に影響するとともに、教職員の負担増加につながる可能性がある。

(2) 学校施設の老朽化

各学校施設において老朽化が進んでおり、大規模改修や改築の検討が必要な時期を迎えている。さらに、教育環境の多様化や技術の進展による変化に現況の施設では対応が困難となる可能性があり、今後はより機能的で柔軟な施設整備が求められる。

(3) 学校間や地域との連携・協働

各務原市型コミュニティ・スクールを推進しているが、学校間の交流では、近い距離に立地する小中学校においては、児童生徒が互いの学校を訪れ、運動や音楽等の交流を積極的に進めることが可能であるが、立地条件によっては、児童生徒の移動時間の確保や複数校での調整が難しく、児童生徒の交流する機会が限定的となっている状況がある。

また、新たな地域人材の確保が難しく、学校のねらいとする学習に生かすことができなったり、コミュニティ・スクールの趣旨が十分地域に届かなかったりしていることから、保護者や地域住民が「当事者」として学校運営に参画し、目標の共有や目標達成に向けた熟議・協働を目指しての更なる活動が今後の課題となる。

V. 学校の適正規模・適正配置に関する方針

教育環境の整備にあたっては、一定規模の集団で行う教育によって、学校が教育効果を発揮できるように、本計画で定める学校規模等を考慮しながら、取り組みを進める必要がある。

また、学校の適正規模・適正配置を進めていくうえで、学校の統合や校区の見直しなどにより、通学条件（通学距離、通学時間、通学手段）が変化する場合には、児童生徒の身体的負担や安全面などに配慮しつつ、地域の実態を踏まえた適切な条件を確保する必要がある。

1. 基本方針について

学校の役割は、児童生徒が知識や技能を習得することだけでなく、一定の集団の中で、多様な考え方に触れ、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨し、社会性や規範意識なども培うことを通じて、人間として成長し、社会の一員として必要な資質や能力の基礎を身に付けていくことにありと考える。その役割を果たすため、義務教育の9年間における小中一貫教育を見据えた学校再編を行い、一定の集団規模を確保することが重要である。また、教育課程やICTといったソフト面の充実については、学校再編に関わらず、全ての学校において適切な教育環境の実現に向けて必要である。

各務原市は、学校再編の実施にあたって、一定の集団規模を確保することを第一としたうえで、適切な通学環境を確保するための適正配置や小中一貫教育を推進するための施設形態等を踏まえながら、各務原市として最も望ましい学校のあり方を検討する。

また、アンケート調査の結果等を踏まえ、子どもや保護者、地域に与える影響ができるだけ少なくなるよう、学校区の範囲を定めたいうえて検討を進めていく。

2. 適正規模について

(1) 適正な学校規模について

国は、小中学校及び義務教育学校の学級規模の標準について、次のとおり設定している。

【学校教育法施行規則】

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

第七十九条の三 義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

小学校については、単学級の解消を図り、クラス替えが可能な1学年複数学級の確保を考慮し、12学級(1学年2学級)から18学級(1学年3学級)を適正規模とする。集団による学習活動の活性化、豊かな人間関係の形成や授業の効果的な展開等の面で、十分な教育効果をあげるためには、1学級20人程度の規模の児童生徒を確保することが望ましい。

中学校については、5教科(国語・社会・数学・理科・英語)に複数の教員を配置したり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。

義務教育学校については、小学校と同様に単学級の解消を図り、クラス替えが可能な1学年複数学級の確保を考慮し、18学級(1学年2学級)から27学級(1学年3学級)を適正規模とする。

小学校 12学級(各学年2学級) ~ 18学級(各学年3学級)

中学校 9学級(各学年3学級) ~ 18学級(各学年6学級)

義務教育学校 18学級(各学年2学級) ~ 27学級(各学年3学級)

また、学校再編においては適正規模とすることが最も望ましいが、将来の児童生徒数の減少を踏まえて、大規模校となることも許容すべきと考えられる。

(2) 適正化すべき範囲について

① 適正化すべき範囲を定める趣旨

学校規模の適正化は、学校の統合や分離、通学区域の調整などを行うため、学習環境・通学環境などに大きな影響を与えるものであり、児童生徒の負担を考えれば、無理な適正化は進めるべきではない。適正規模でない状況であっても、ある程度の学校規模であれば、教育指導面や学校運営面の工夫や努力により、課題の緩和を図ることも考えられる。

そのため、学校の規模を適正化する必要性の高い範囲を「適正化すべき範囲」として明確にする必要がある。

② 適正化すべき小規模校の範囲

小学校については、特に複式学級となる場合には一般に教育上の課題が極めて大きいため、少なくとも1学年1学級以上(1校6学級以上)であることが必要と考える。中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に

複数教員を配置したりするためには、少なくとも1学年2学級以上(1校6学級以上)が必要になる。

義務教育学校については、小学校と同様に少なくとも1学年1学級以上(1校9学級以上)であることが必要と考える。

また、集団による学習活動の活性化、豊かな人間関係の形成や授業の効果的な展開等の面で、十分な教育効果をあげるためには、1学級内に4~5の小グループを形成することができる規模の学習集団が必要になる。特に音楽、体育の教育活動においては、1学級20人程度の規模の児童生徒を確保することが望ましい。

これらのことから、適正化すべき小規模校の範囲を次の通りとする。

小学校	6学級以下で児童数	120人以下
-----	-----------	--------

中学校	6学級以下で生徒数	120人以下
-----	-----------	--------

義務教育学校	9学級以下で児童生徒数	180人以下
--------	-------------	--------

③ 適正化すべき過大規模校の範囲

児童生徒数が過大であった場合、学校行事等において、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる、児童生徒間の人間関係が希薄化する、児童生徒の個性や行動の把握、きめ細かな指導が困難となる場合がある。

国は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、小学校及び中学校については、31学級以上を過大規模校としたうえで、速やかにその解消を図るべきと定めている。

これらのことから、適正化すべき過大規模校の範囲を次の通りとする。

小学校	31学級以上(各学年で5学級を超える)
-----	---------------------

中学校	31学級以上(各学年で10学級を超える)
-----	----------------------

なお、義務教育学校については、小学校における適正化すべき過大規模校の範囲と同様の趣旨により、次の通りとする。

義務教育学校	46学級以上(各学年で5学級を超える)
--------	---------------------

3. 適正配置について

学校の規模適正化を進めていくうえで、学校の統合や校区の見直しなどが行われると、通学条件（通学距離、通学時間、通学手段）や学校区割が変更されることもある。そこで通学距離や通学時間、学校区の範囲について、一定の基準を示し、学校の位置や校区を設定していく必要がある。

(1) 通学距離

通学距離（自宅から学校までの片道の距離）は、小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内を原則とする。

今後、学校再編により新たな校区を考えるにあたっては、児童生徒の学校生活における様々な活動に影響を与えないように、通学距離に加え、通学路における土地の高低差といった地理的な条件や、幹線道路をまたぐ通学路の有無等も十分に考慮する必要がある。そのため、適正な通学距離の範囲内であっても、一定の条件に該当する場合には、スクールバスの導入等による通学手段の支援策が必要と考えられる。

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令】

（適正な学校規模の条件）

第四条（略）

一（略）

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

2及び3（略）

(2) 通学時間

他自治体では、スクールバスの導入事例や多様な交通機関の活用事例が増加しており、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで設定することは実態にそぐわないケースが増えている。公立小・中学校の施設費の国庫負担においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便、その他の事情を考慮して適当と認める場合には、4km、6kmの範囲に収まらない統合に伴う施設整備も同様に国庫負担の対象としており、実際にはスクールバス等を活用することにより、小学校で4km、中学校で6kmの通学距離を上回る統合事例もある。

このため適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間については、おおむね1時間以内を原則とする。

（略）適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

出典：平成27年 文部科学省 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

(3) 学校区の基礎となる範囲

アンケート調査で学校の再編に関するパターンについて尋ねた際に「(パターン1) 同じ中学校区の中で、小学校同士を統合する。」が最も許容できる結果となった。

一方で「(パターン4) 中学校区をまたいで、小学校区を変更する。」が最も許容できない結果となっており、地域コミュニティの観点からも中学校区が大切であることがわかる。

学校再編を検討するにあたっては、進学先の変更等による子どもたちの人間関係づくりや心身の負担軽減が重要であることも踏まえて、原則として現小学校区を維持しながら、現中学校区内での再編を検討していくこととする。ただし、学校区を変更することで将来的に適切な教育環境の確保が実現できると想定される場合については、柔軟に検討を行うものとする。

4. 学校種及び施設形態について

学校再編にあたり、統合を行う場合には、小学校同士や中学校同士といった同一の学校種による統合だけでなく、小学校と中学校を統合し、小中一貫校とすることも考えられる。

小中一貫校には、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」の2種類がある。

義務教育学校は、1名の校長のリーダーシップのもと9年間を見通した教育目標を掲げ、小学校・中学校の分け隔てなく、教職員が児童生徒の指導にあたることができ、また、6-3の学年の区切りにとらわれることなく、児童生徒の実態に応じた柔軟なカリキュラムを設定できる。

小中一貫型小学校・中学校は、教育課程の特例等は義務教育学校と同様であるが、組織は従来の小学校・中学校と変わらず、学校毎に校長が配置されている。

【小中一貫校の2つの校種】

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小学校・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設(義務教育学校と同じ)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進)	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施) ・教員は各学校種に対応した免許を保有
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能	・施設の一体・分離を問わず設置可能

小中一貫校の施設形態は、「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」の3種類がある。

このうち、施設一体型小中一貫校は互いの個性を認め合えるという教育の実践的な効果や、共に学ぶ力を身に付けることが期待できるため、小中一貫教育のさらなる推進において最も有効な手段といえる。

【小中一貫校の施設形態】

施設形態	施設一体型	施設隣接型	施設分離型
特徴	小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている (小学校と中学校の校舎が渡り廊下などでつながっているものを含む)	小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている	小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている
利点	常に児童生徒の交流ができるだけでなく、教職員の日常的な連携や協力体制も構築できる	教職員や児童生徒の行き来が短時間でできるため、児童生徒の交流や小学校・中学校の教職員の「乗り入れ指導」が容易になる	教職員や児童生徒の行き来に時間がかかるが、小中一貫教育の実施が可能である 既存施設のまま実施ができる

各務原市は、義務教育9年間を見通した教育課程や指導体制を構築し、子どもの発達や社会の変化に対応できる柔軟な教育システムを実現するため、小中一貫教育を推進するとともに、1人の校長のもと、一つの教職員組織で、より柔軟なカリキュラムの設定が可能となる義務教育学校の導入について積極的に検討する。

また、小中一貫教育に適した学校施設とするため、可能な範囲で施設一体型の導入を図ることとする。

VI. 学校の適正規模・適正配置を進めるうえでの留意点

1. 児童生徒に対する配慮

学校の規模適正化・適正配置を進めるにあたっては、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、新たな生活について、児童生徒に精神的な不安や動揺が生じることへの配慮が必要である。また、適正化後も、児童生徒の新たな環境への適応を継続的に支援する観点から、必要に応じて工夫を行う必要があるとともに、一定の準備期間を設けるといった配慮を含め、関係者と共通理解を図りながら、計画的に進めることが必要である。

また、児童生徒は、市内どの地域に居住していても、できる限り均等な教育を受けることができるよう、その教育環境を整えることが望まれる。したがって、学校規模、通学距離等、地域によって著しい格差が生じることがないようにする必要がある。

さらに、障がいのある児童生徒の教育環境に変化がある場合は、子どもの発達の段階や障がいの状態・特性等を考慮し、実態に応じた支援について配慮する必要がある。

2. 通学環境・通学手段への配慮

現在の各務原市の児童は全て徒歩通学となっている。その通学の範囲は小学校区によって差異があるものの、学校を中心として概ね半径2kmのエリアに収まっており、また、通学時間は概ね1時間以内に収まっている。

この現状を踏まえ、学校再編によって「通学する学校を中心として概ね半径2kmを超える区域の児童」については、スクールバス等の通学手段の支援策を講じるものとする。ただし、通学路において、著しい高低差がある場合や、幹線道路をまたぐ場合など危険個所が存在する場合については、この基準に満たない場合であっても、柔軟に支援策を検討するものとする。

通学手段の支援策については、スクールバスの導入のほか、ふれあいバス等の既存の公共交通機関の活用が考えられる。これらの支援策の利用にあたっては、原則として保護者の経済的負担が発生しないよう配慮するものとする。

また、通学路が変更になる場合については、不審者による犯罪や交通事故の防止等の取組を徹底する必要がある。

3. 保護者や地域の方々の理解と協力

学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる場であり、地域住民のコミュニティの場や防災活動の拠点などの性格を有していることから、十分に地域の意見を伺い、保護者や地域住民との共通理解を図りながら進めていく必要がある。

また、地域がこれまで培ってきた歴史や文化などを踏まえながら、伝統芸能の伝承活動や地域行事と学校行事の連携などを行うことによって、学校で郷土学習を実施することや、学校内に地域の歴史等に触れられる場所を整備することを検討する等、地域と学校のつながりが維持されていくよう努める必要がある。

また、学校区の境界と自治会の境界に不一致がある場合は、地域の意向を確認の上、どちらかの境界に一致させるといった調整を行うことが考えられる。

4. 学校跡地の活用

学校の統合や小中一貫校化により廃校となる学校跡地については、その利活用策について地域の意見・実情等を参考にしながら、全市的な行政需要を踏まえたうえで、総合的に検討する必要がある。また、地域の自然環境や想定される災害等を勘案し、地域の適切な避難所として確保することも検討する必要がある。

Ⅶ. 各小中学校の将来規模・環境の整理

本基本計画の改定にあたり、各校区の将来的な児童生徒数の傾向を把握するため、コーホート変化率法（以下「変化率法」とする。）とコーホート要因法（以下「要因法」とする）という2種類の一般的な手法を用いて、人口推計を行った（資料編「コーホート法による人口推計」参照）。なお、人口推計は、国や自治体など大きな単位で推計する場合と比べ、校区のような小さな単位で推計する場合は、偶発的な影響を受けやすいため、精度が低くなる傾向が強い。

将来的な児童生徒数は、小中学校ごとに6パターン（要因法10年H27-R7、要因法5年H27-R2、要因法5年R2-R7、変化率法10年H27-R7、変化率法5年H27-R2、変化率法5年R2-R7）で推計し、各小中学校の状況を個別に整理する。

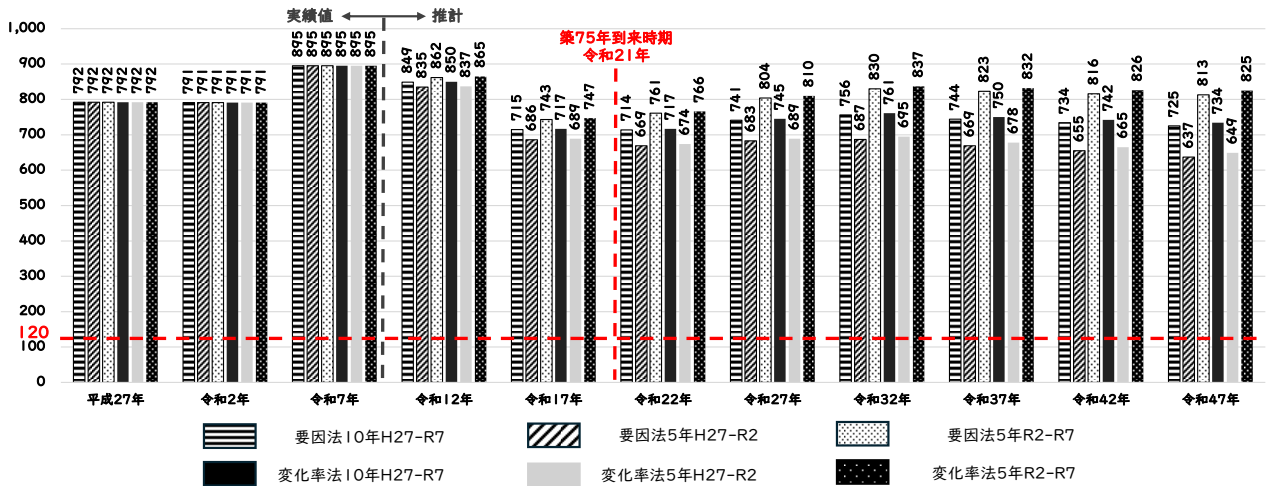
なお、本市では、各務原市学校教育系施設（小中学校）等個別施設計画において、鉄筋コンクリート造の校舎の目標使用年数を概ね70年から80年としていることを踏まえ、建替時期の目安となるよう、築75年到達時点を各学校の推計グラフにて示している。

1 那加第一小学校

所在地		各務原市那加手力町22番地5	
校舎建設年度		昭和39(1964)年	
耐震補強		平成24(2012)年	
延床面積	校舎	8,002㎡ (6,784㎡)	
	体育館	(1,168㎡)	
	その他	(50㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	40,109㎡ (23,805㎡)
		運動場	(12,205㎡)
		その他	(4,099㎡)
	借用地	(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	895	849	715	714	741	756	744	734	725
要因法5年 H27-R2	895	835	686	669	683	687	669	655	637
要因法5年 R2-R7	895	862	743	761	804	830	823	816	813
変化率法10年 H27-R7	895	850	717	717	745	761	750	742	734
変化率法5年 H27-R2	895	837	689	674	689	695	678	665	649
変化率法5年 R2-R7	895	865	747	766	810	837	832	826	825

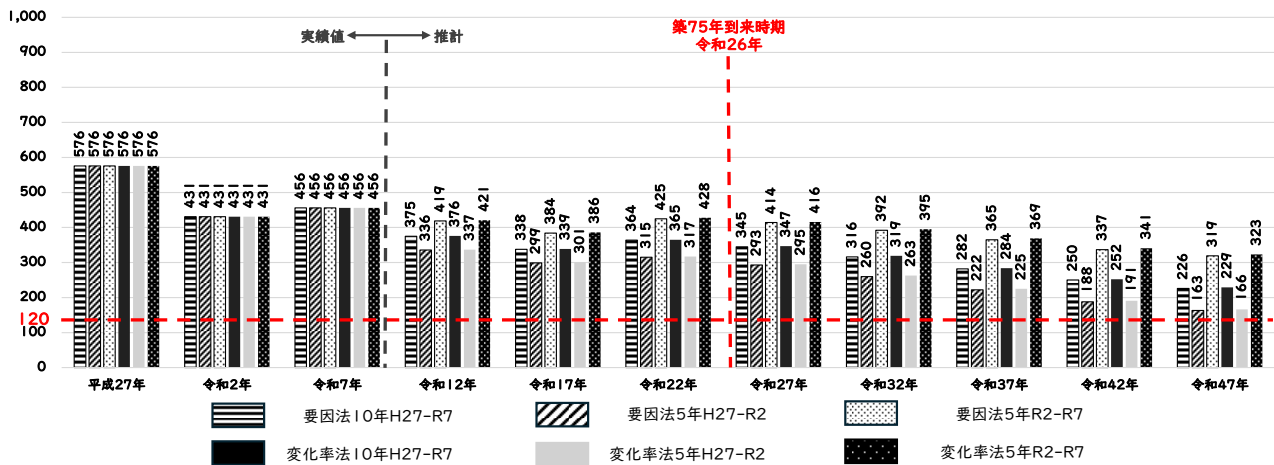
○減少傾向であるが、将来においても比較的安定した推移が見込まれる。学校施設が建替時期を迎える令和21年以降においても、学校規模に課題は無い。

2 那加第二小学校

所在地		各務原市那加雲雀町1番地	
校舎建設年度		昭和44(1970)年	
耐震補強		平成22(2010)年	
延床面積	校舎	6,917㎡	
	体育館	(5,625㎡)	
	その他	(1,035㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	(257㎡)
		運動場	30,499㎡
		その他	(13,752㎡)
	借用地	(16,747㎡)	
		(0㎡)	
		(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	456	375	338	364	345	316	282	250	226
要因法5年 H27-R2	456	336	299	315	293	260	222	188	163
要因法5年 R2-R7	456	419	384	425	414	392	365	337	319
変化率法10年 H27-R7	456	376	339	365	347	319	284	252	229
変化率法5年 H27-R2	456	337	301	317	295	263	225	191	166
変化率法5年 R2-R7	456	421	386	428	416	395	369	341	323

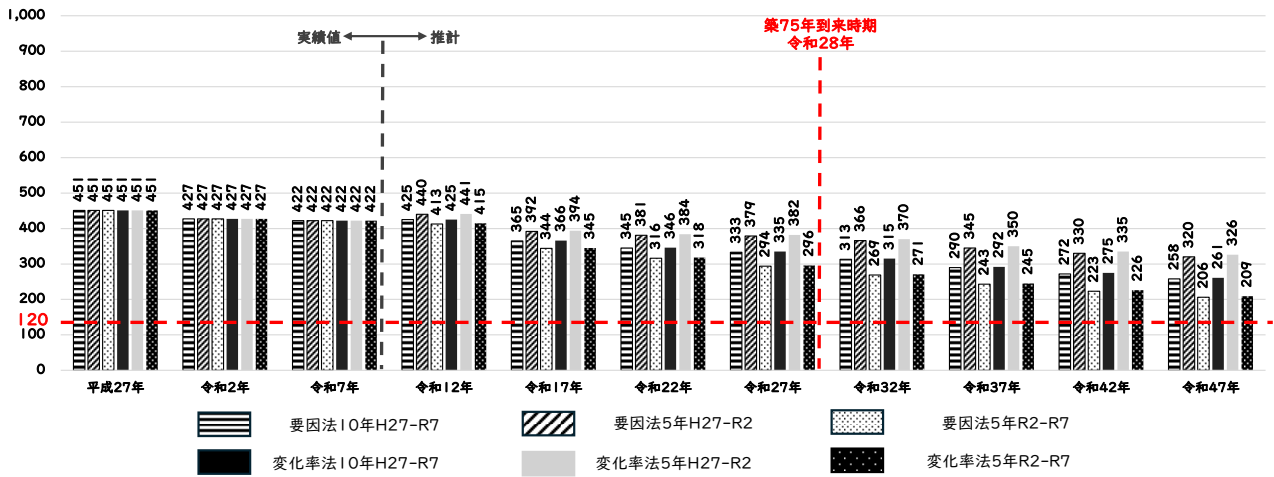
○減少傾向である。学校施設が建替時期を迎える令和26年からしばらくは学校規模に課題はないが、令和42年以降は推計手法により、小規模校に該当する。

3 那加第三小学校

所在地		各務原市那加東垂町1番地1	
校舎建設年度		昭和46(1971)年	
耐震補強		平成19(2007)年	
延床面積	校舎	5,869㎡ (4,869㎡)	
	体育館	(930㎡)	
	その他	(70㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	19,540㎡ (10,390㎡)
		運動場	(9,150㎡)
		その他	(0㎡)
	借用地	(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	422	425	365	345	333	313	290	272	258
要因法5年 H27-R2	422	440	392	381	379	366	345	330	320
要因法5年 R2-R7	422	413	344	316	294	269	243	223	206
変化率法10年 H27-R7	422	425	366	346	335	315	292	275	261
変化率法5年 H27-R2	422	441	394	384	382	370	350	335	326
変化率法5年 R2-R7	422	415	345	318	296	271	245	226	209

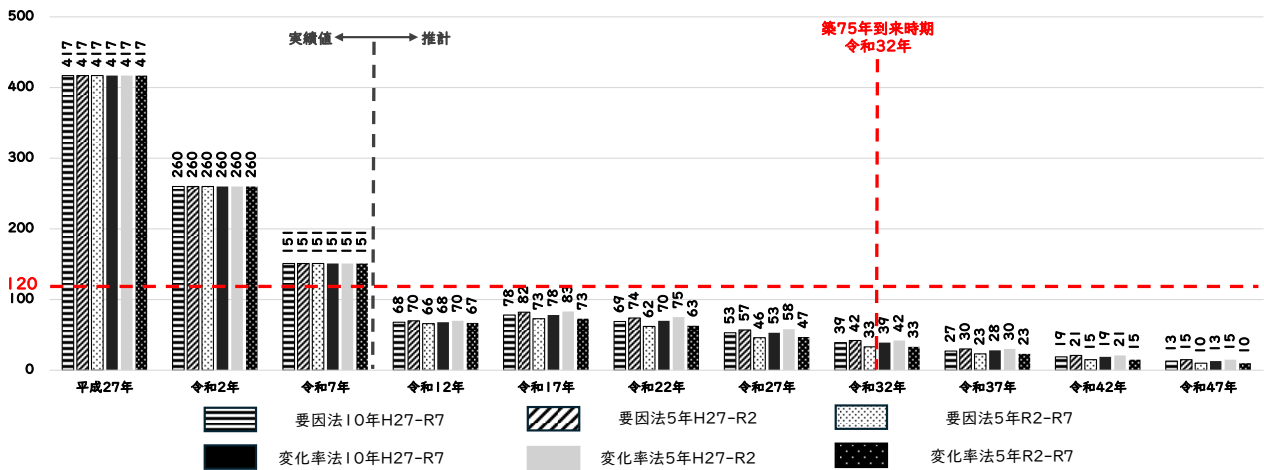
○減少傾向であるが、学校施設が建替時期を迎える令和28年からしばらくは学校規模に課題はないが、令和47年以降は推計手法により、小規模校に該当する。

4 尾崎小学校

所在地		各務原市尾崎南町3丁目2番地	
校舎建設年度		昭和50(1975)年	
耐震補強		平成22(2010)年	
延床面積	校舎	6,295㎡	
	体育館	(5,175㎡)	
	その他	(866㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	(254㎡)
		運動場	(9,980㎡)
		その他	(12,800㎡)
	借用地	(22,646㎡)	
		(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	151	68	78	69	53	39	27	19	13
要因法5年 H27-R2	151	70	82	74	57	42	30	21	15
要因法5年 R2-R7	151	66	73	62	46	33	23	15	10
変化率法10年 H27-R7	151	68	78	70	53	39	28	19	13
変化率法5年 H27-R2	151	70	83	75	58	42	30	21	15
変化率法5年 R2-R7	151	67	73	63	47	33	23	15	10

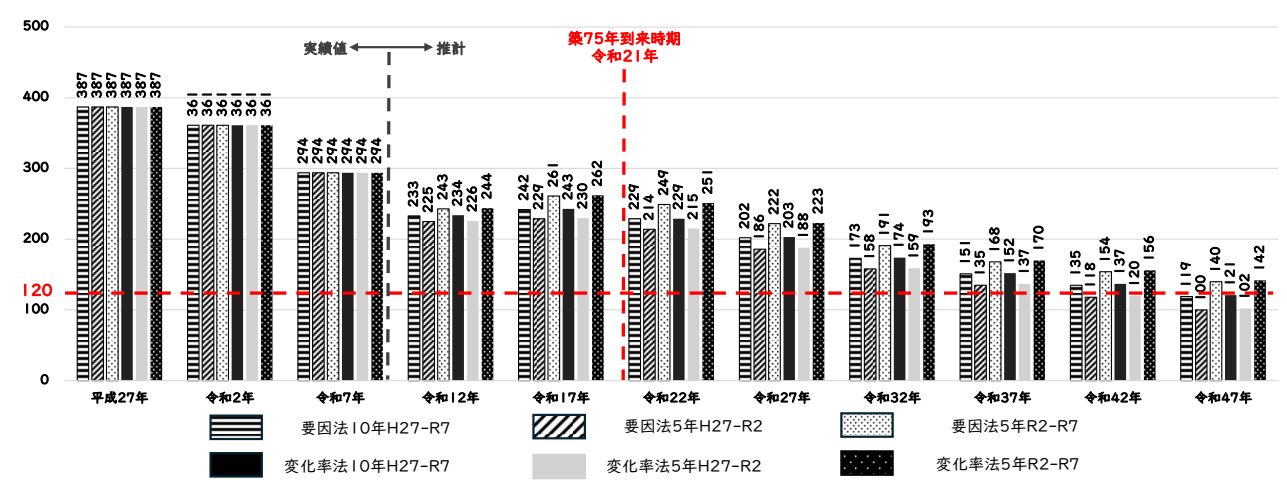
○令和7年以降、急激な児童数の減少が予測されている。学校施設が建替時期を迎える令和32年より前の令和12年には児童数が120人を下回り、適正化すべき小規模校に該当する。

5 稲羽西小学校

所在地		各務原市大佐野町1丁目233番地	
校舎建設年度		昭和39(1964)年	
耐震補強		平成24(2012)年	
延床面積	校舎	6,866㎡ (5,322㎡)	
	体育館	(1,276㎡)	
	その他	(268㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	22,921㎡ (9,166㎡)
		運動場	(10,296㎡)
		その他	(954㎡)
	借用地	(2,505㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	294	233	242	229	202	173	151	135	119
要因法5年 H27-R2	294	225	229	214	186	158	135	118	100
要因法5年 R2-R7	294	243	261	249	222	191	168	154	140
変化率法10年 H27-R7	294	234	243	229	203	174	152	137	121
変化率法5年 H27-R2	294	226	230	215	188	159	137	120	102
変化率法5年 R2-R7	294	244	262	251	223	193	170	156	142

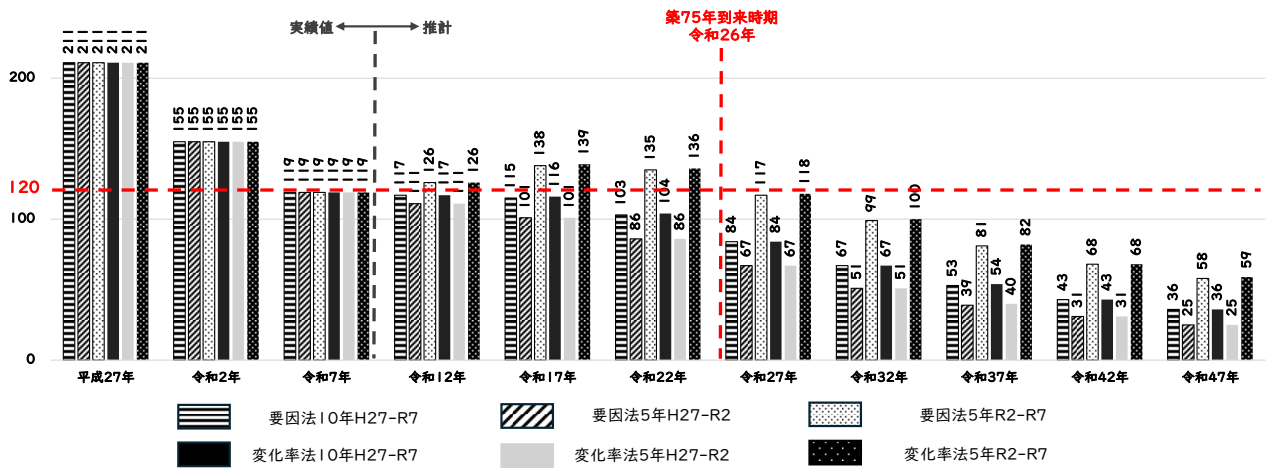
○減少傾向であり、学校施設が建替時期を迎える令和21年時点においては、学校規模に課題はないものの、令和42年以降は推計手法により、適正化すべき小規模校に該当する。

6 稲羽東小学校

所在地		各務原市前渡西町1393番地	
校舎建設年度		昭和44(1969)年	
耐震補強		平成23(2011)年	
延床面積	校舎	4,457㎡ (3,464㎡)	
	体育館	(924㎡)	
	その他	(69㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	15,526㎡ (7,673㎡)
		運動場	(7,853㎡)
		その他	(0㎡)
	借用地	(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	119	117	115	103	84	67	53	43	36
要因法5年 H27-R2	119	111	101	86	67	51	39	31	25
要因法5年 R2-R7	119	126	138	135	117	99	81	68	58
変化率法10年 H27-R7	119	117	116	104	84	67	54	43	36
変化率法5年 H27-R2	119	111	101	86	67	51	40	31	25
変化率法5年 R2-R7	119	126	139	136	118	100	82	68	59

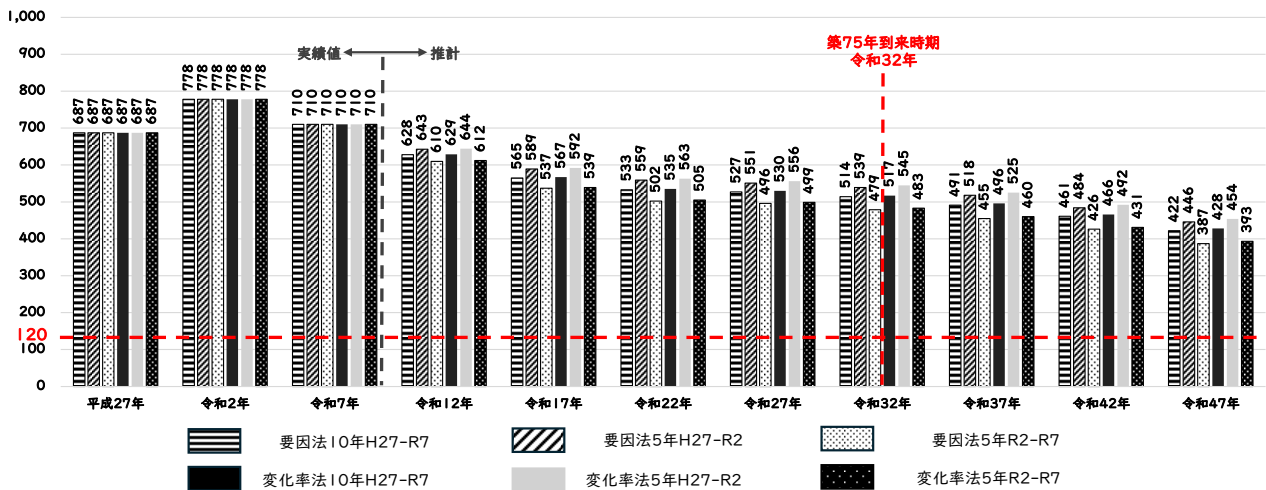
○令和7年時点で120人を下回っており、適正化すべき小規模校に該当している。以降も、減少傾向である。

7 川島小学校

所在地		各務原市川島河田町1041番地3	
校舎建設年度		昭和50(1975)年	
耐震補強		平成25(2013)年	
延床面積	校舎	8,334㎡	
	体育館	(5,610㎡)	
	その他	(1,655㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	(1,069㎡)
		運動場	21,851㎡
		その他	(10,129㎡)
	借用地	(11,618㎡)	
		(104㎡)	
		(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	710	628	565	533	527	514	491	461	422
要因法5年 H27-R2	710	643	589	559	551	539	518	484	446
要因法5年 R2-R7	710	610	537	502	496	479	455	426	387
変化率法10年 H27-R7	710	629	567	535	530	517	496	466	428
変化率法5年 H27-R2	710	644	592	563	556	545	525	492	454
変化率法5年 R2-R7	710	612	539	505	499	483	460	431	393

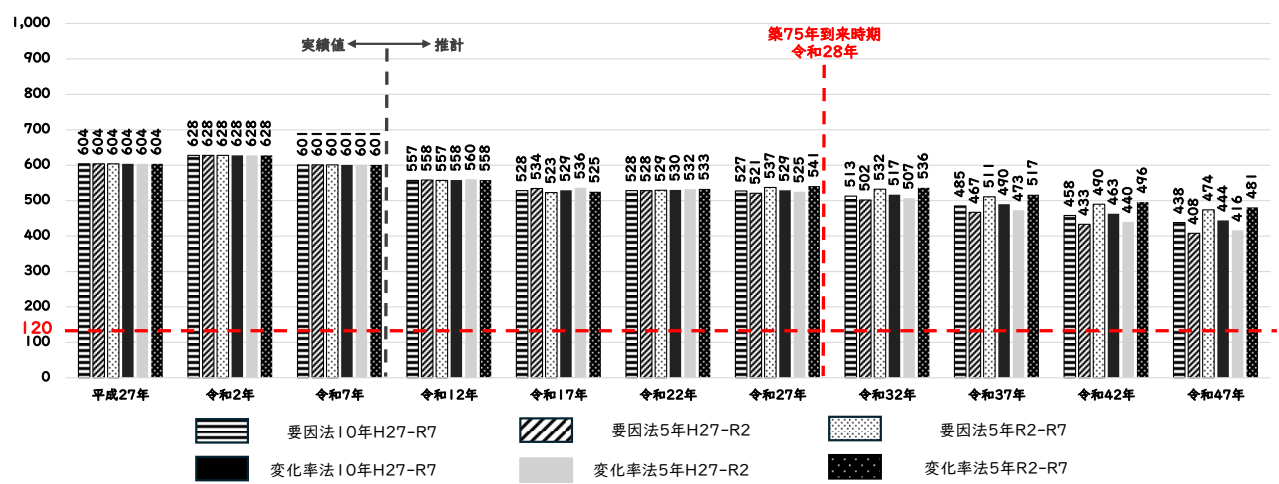
○減少傾向であるが、安定した推移が見込まれる。学校施設が建替時期を迎える令和32年以降においても、学校規模に課題はない。

8 鵜沼第一小学校

所在地		各務原市鵜沼西町4丁目179番地	
校舎建設年度		昭和46(1971)年	
耐震補強		平成18(2006)年	
延床面積	校舎	6,742㎡	
	体育館	(5,644㎡)	
	その他	(826㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	(272㎡)
		運動場	(8,038㎡)
		その他	(11,735㎡)
	借用地	(2,492㎡)	
		(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	601	557	528	528	527	513	485	458	438
要因法5年 H27-R2	601	558	534	528	521	502	467	433	408
要因法5年 R2-R7	601	557	523	529	537	532	511	490	474
変化率法10年 H27-R7	601	558	529	530	529	517	490	463	444
変化率法5年 H27-R2	601	560	536	532	525	507	473	440	416
変化率法5年 R2-R7	601	558	525	533	541	536	517	496	481

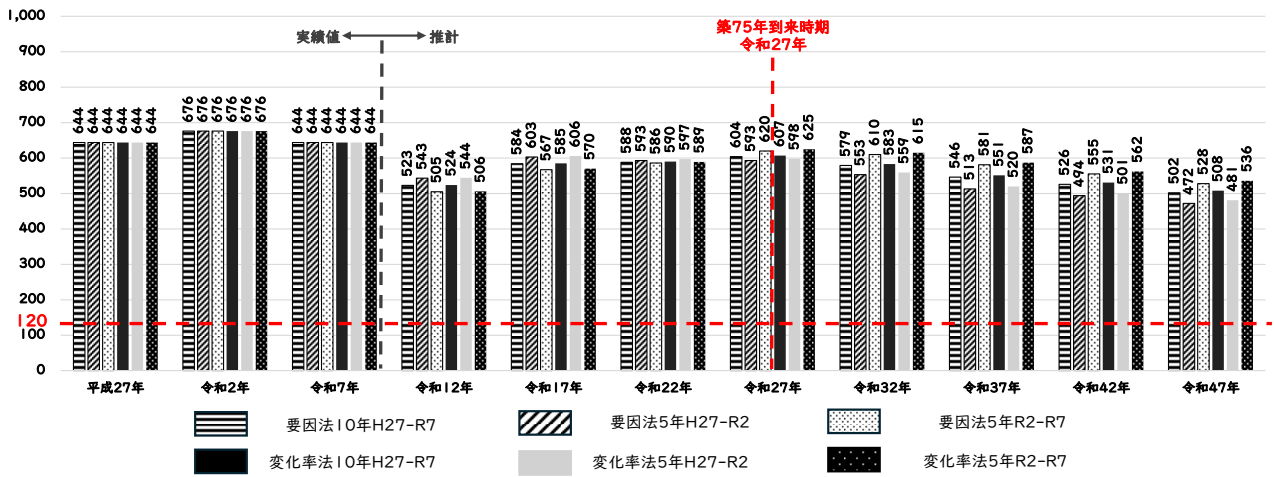
○減少傾向であるが、安定した推移が見込まれる。学校施設が建替時期を迎える令和28年以降においても、学校規模に課題はない。

9 鵜沼第二小学校

所在地		各務原市鵜沼各務原町2丁目260番地	
校舎建設年度		昭和45(1970)年	
耐震補強		平成22(2010)年	
延床面積	校舎	6,986㎡ (5,778㎡)	
	体育館	(1,081㎡)	
	その他	(127㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	15,157㎡ (6,321㎡)
		運動場	(8,836㎡)
		その他	(0㎡)
	借用地	(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	644	523	584	588	604	579	546	526	502
要因法5年 H27-R2	644	543	603	593	593	553	513	494	472
要因法5年 R2-R7	644	505	567	586	620	610	581	555	528
変化率法10年 H27-R7	644	524	585	590	607	583	551	531	508
変化率法5年 H27-R2	644	544	606	597	598	559	520	501	481
変化率法5年 R2-R7	644	506	570	589	625	615	587	562	536

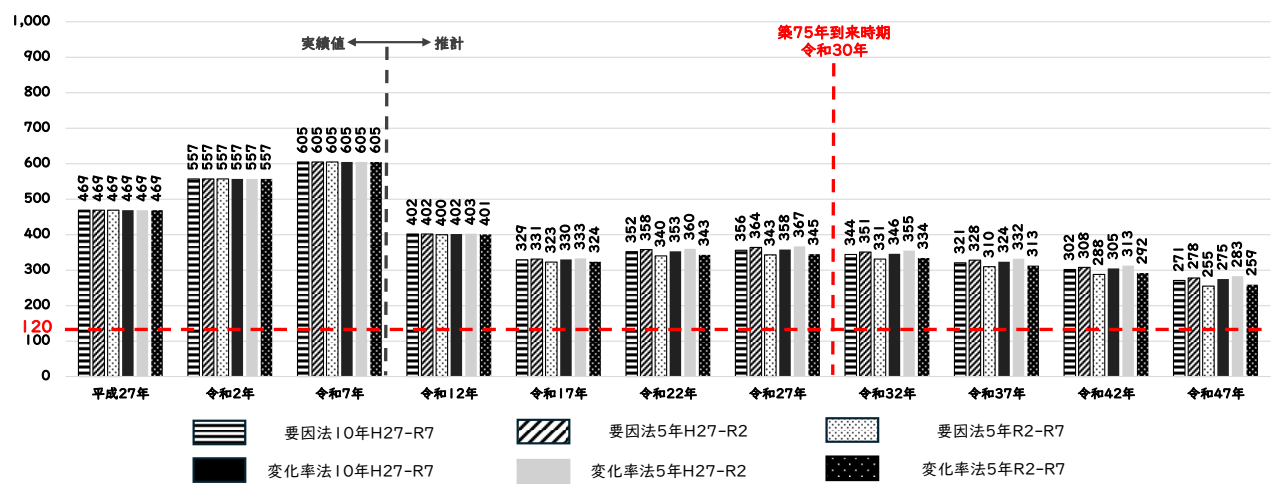
○令和12年に減少するものの、その後増加し、安定した推移が見込まれる。学校施設が建替時期を迎える令和27年以降においても、学校規模に課題はない。

10 鵜沼第三小学校

所在地		各務原市新鵜沼台4丁目1番地	
校舎建設年度		昭和48(1973)年	
耐震補強		平成25(2013)年	
延床面積	校舎	7,165㎡	
	体育館	(6,060㎡)	
	その他	(868㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	(237㎡)
		運動場	19,930㎡
		その他	(10,618㎡)
	借用地	(8,405㎡)	
		(907㎡)	
		(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	605	402	329	352	356	344	321	302	271
要因法5年 H27-R2	605	402	331	358	364	351	328	308	278
要因法5年 R2-R7	605	400	323	340	343	331	310	288	255
変化率法10年 H27-R7	605	402	330	353	358	346	324	305	275
変化率法5年 H27-R2	605	403	333	360	367	355	332	313	283
変化率法5年 R2-R7	605	401	324	343	345	334	313	292	259

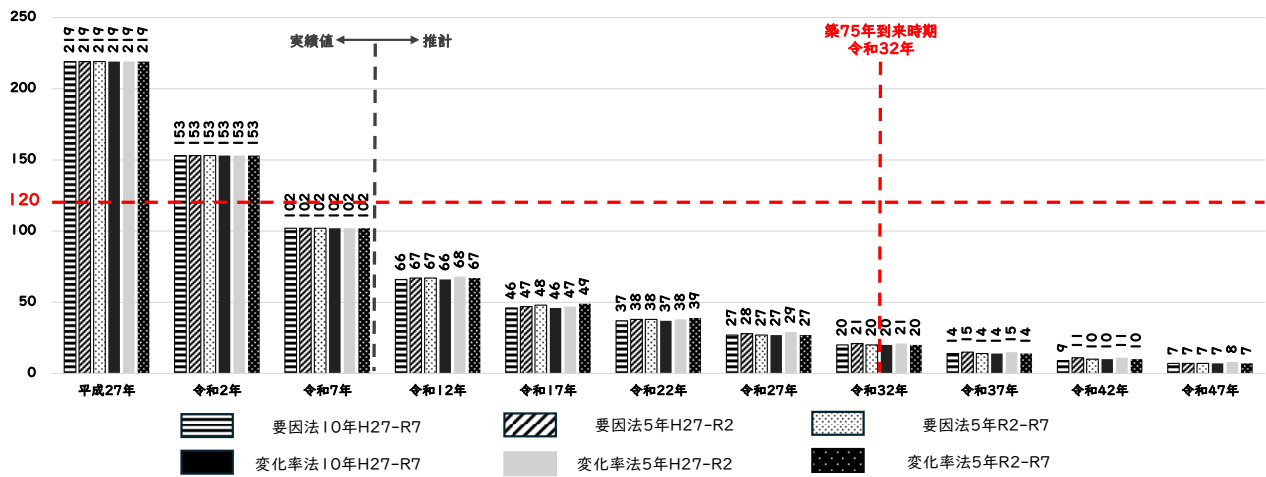
○令和12年に大きく減少するものの、その後は安定した推移が見込まれる。学校施設が建替時期を迎える令和30年以降においても、学校規模に課題はない。

11 緑苑小学校

所在地		各務原市緑苑北1丁目26番地	
校舎建設年度		昭和50(1975)年	
耐震補強		-	
延床面積	校舎	6,120㎡	
	体育館	(5,190㎡)	
	その他	(867㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	(63㎡)
		運動場	38,666㎡
		その他	(11,000㎡)
	借用地	(8,936㎡)	
		(18,730㎡)	
		(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	102	66	46	37	27	20	14	9	7
要因法5年 H27-R2	102	67	47	38	28	21	15	11	7
要因法5年 R2-R7	102	67	48	38	27	20	14	10	7
変化率法10年 H27-R7	102	66	46	37	27	20	14	10	7
変化率法5年 H27-R2	102	68	47	38	29	21	15	11	8
変化率法5年 R2-R7	102	67	49	39	27	20	14	10	7

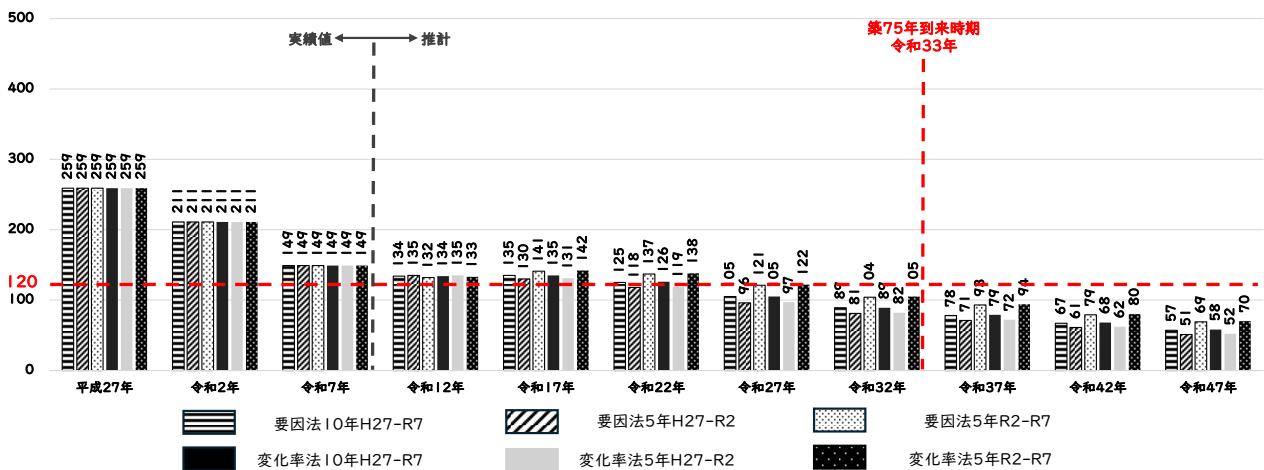
○令和7年時点で120人を下回っており、適正化すべき小規模校に該当している。以降も、減少傾向である。

12 八木山小学校

所在地		各務原市つつじが丘1丁目1番地	
校舎建設年度		昭和51(1976)年	
耐震補強		平成24(2012)年	
延床面積	校舎	5,587㎡ (4,472㎡)	
	体育館	(858㎡)	
	その他	(257㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	21,804㎡ (10,379㎡)
		運動場	(8,575㎡)
		その他	(2,850㎡)
	借用地	(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	149	134	135	125	105	89	78	67	57
要因法5年 H27-R2	149	135	130	118	96	81	71	61	51
要因法5年 R2-R7	149	132	141	137	121	104	93	79	69
変化率法10年 H27-R7	149	134	135	126	105	89	79	68	58
変化率法5年 H27-R2	149	135	131	119	97	82	72	62	52
変化率法5年 R2-R7	149	133	142	138	122	105	94	80	70

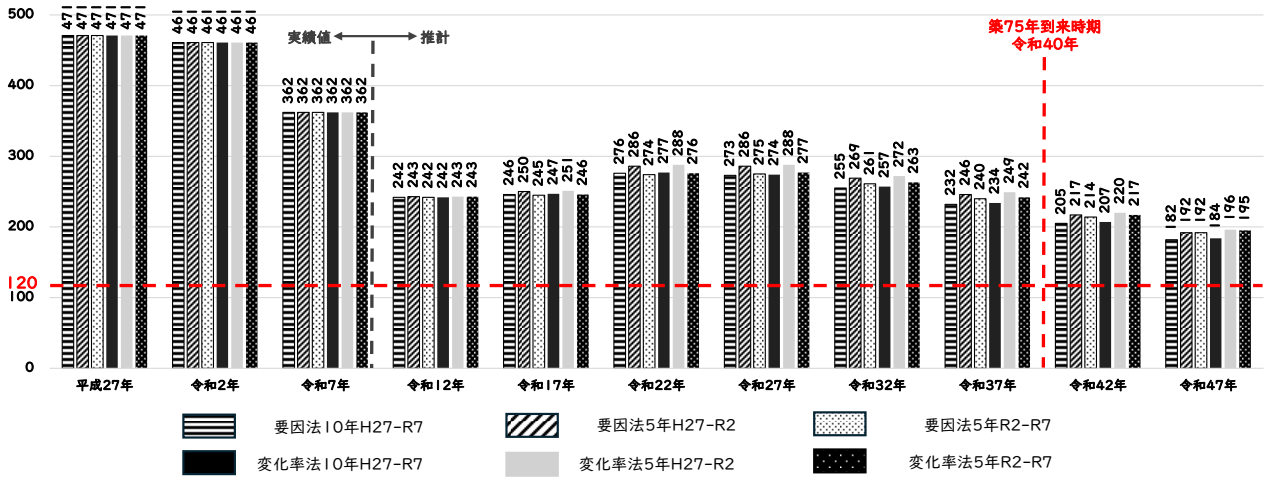
○減少傾向であり、学校施設が建替時期を迎える令和33年より前の令和22年には推計手法により児童数が120人を下回り、適正化すべき小規模校に該当する。

13 陵南小学校

所在地		各務原市鵜沼大伊木町4丁目425番地	
校舎建設年度		昭和58(1983)年	
耐震補強		-	
延床面積	校舎	6,105㎡ (5,130㎡)	
	体育館	(903㎡)	
	その他	(72㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	38,136㎡ (14,182㎡)
		運動場	(8,932㎡)
		その他	(15,022㎡)
	借用地	(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	362	242	246	276	273	255	232	205	182
要因法5年 H27-R2	362	243	250	286	286	269	246	217	192
要因法5年 R2-R7	362	242	245	274	275	261	240	214	192
変化率法10年 H27-R7	362	242	247	277	274	257	234	207	184
変化率法5年 H27-R2	362	243	251	288	288	272	249	220	196
変化率法5年 R2-R7	362	243	246	276	277	263	242	217	195

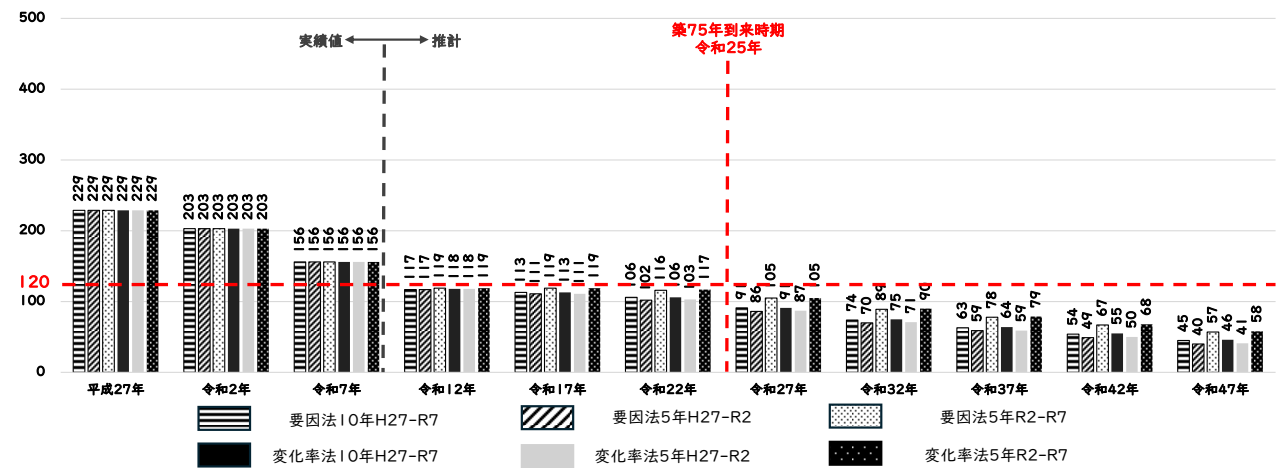
○令和12年に大きく減少するが、令和22年までに増加し、その後減少となる。学校施設の建替時期を迎える令和40年時点では学校規模に課題はないが、令和42年には推計手法により小規模校に該当する。

14 各務小学校

所在地		各務原市各務おがせ町4丁目7番地	
校舎建設年度		昭和43(1968)年	
耐震補強		平成22(2010)年	
延床面積	校舎	5,215㎡ (4,196㎡)	
	体育館	(937㎡)	
	その他	(82㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	15,529㎡ (7,005㎡)
		運動場	(8,524㎡)
		その他	(0㎡)
	借用地	(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	156	117	113	106	91	74	63	54	45
要因法5年 H27-R2	156	117	111	102	86	70	59	49	40
要因法5年 R2-R7	156	119	119	116	105	89	78	67	57
変化率法10年 H27-R7	156	118	113	106	91	75	64	55	46
変化率法5年 H27-R2	156	118	111	103	87	71	59	50	41
変化率法5年 R2-R7	156	119	119	117	105	90	79	68	58

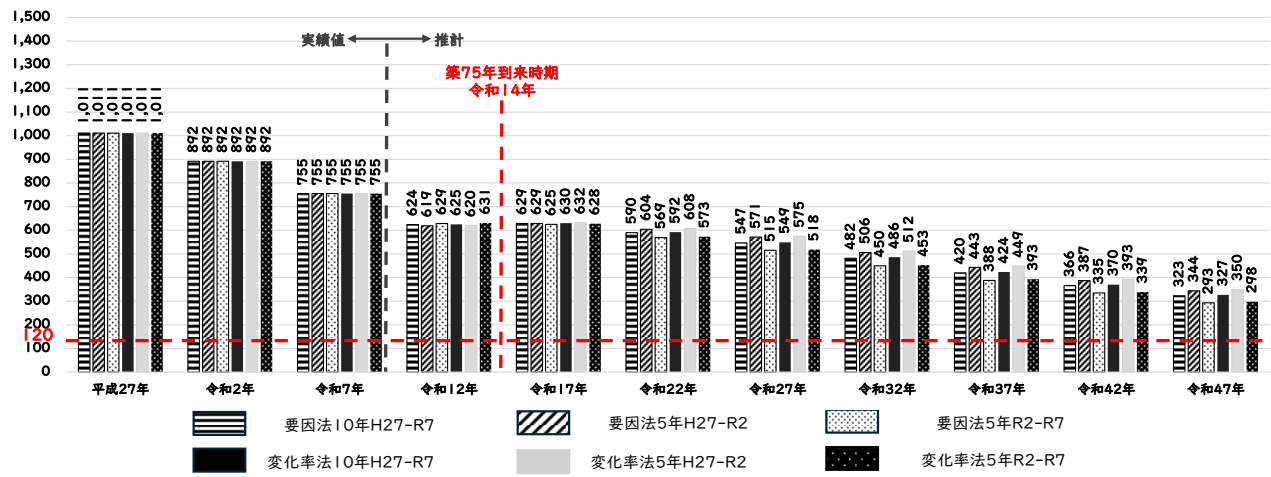
○減少傾向であり、学校施設が建替時期を迎える令和25年より前の令和12年には児童数が120人を下回り、適正化すべき小規模校に該当する。

15 蘇原第一小学校

所在地		各務原市蘇原野口町1丁目1番地	
校舎建設年度		昭和32(1957)年	
耐震補強		平成21(2009)年	
延床面積	校舎	8,794㎡ (7,405㎡)	
	体育館	(1,307㎡)	
	その他	(82㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	19,832㎡ (10,438㎡)
		運動場	(8,800㎡)
		その他	(0㎡)
	借用地	(594㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	755	624	629	590	547	482	420	366	323
要因法5年 H27-R2	755	619	629	604	571	506	443	387	344
要因法5年 R2-R7	755	629	625	569	515	450	388	335	293
変化率法10年 H27-R7	755	625	630	592	549	486	424	370	327
変化率法5年 H27-R2	755	620	632	608	575	512	449	393	350
変化率法5年 R2-R7	755	631	628	573	518	453	393	339	298

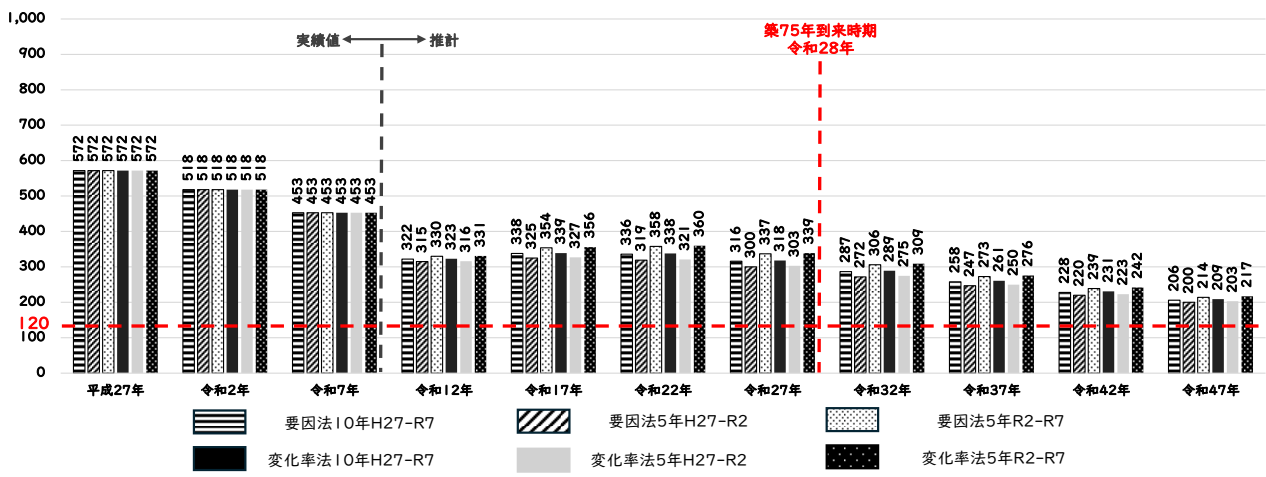
○減少傾向であるが、安定した推移が見込まれる。学校施設が建替時期を迎える令和14年以降においても、学校規模に課題はない。

16 蘇原第二小学校

所在地		各務原市蘇原沢上町1丁目19番地	
校舎建設年度		昭和46(1971)年	
耐震補強		平成20(2008)年	
延床面積	校舎	6,867㎡	
	体育館	(5,918㎡)	
	その他	(855㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	(94㎡)
		運動場	19,169㎡
		その他	(8,286㎡)
	借用地	(10,586㎡)	
		(297㎡)	
		(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	453	322	338	336	316	287	258	228	206
要因法5年 H27-R2	453	315	325	319	300	272	247	220	200
要因法5年 R2-R7	453	330	354	358	337	306	273	239	214
変化率法10年 H27-R7	453	323	339	338	318	289	261	231	209
変化率法5年 H27-R2	453	316	327	321	303	275	250	223	203
変化率法5年 R2-R7	453	331	356	360	339	309	276	242	217

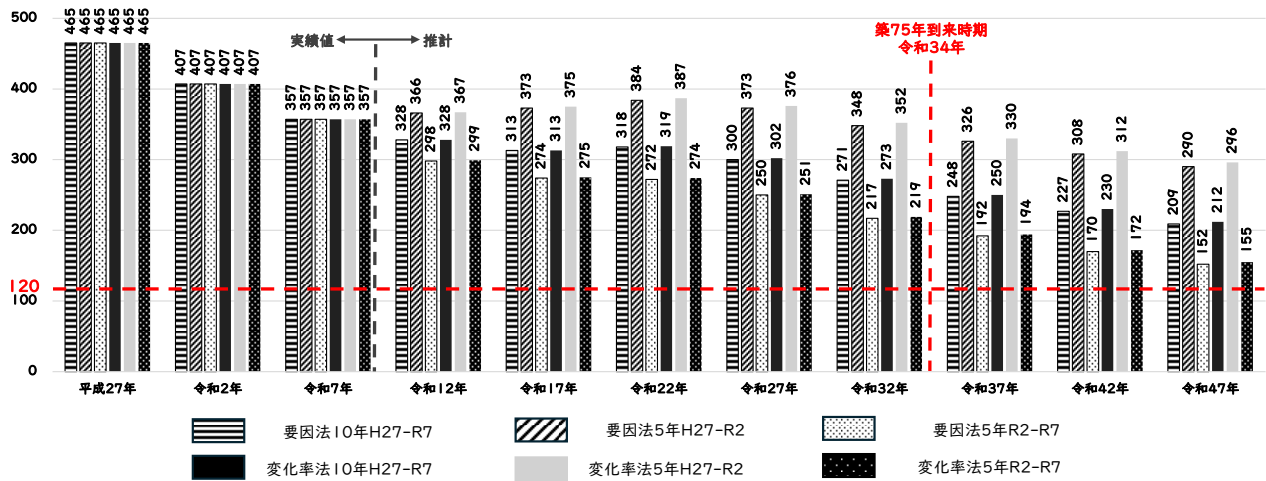
○減少傾向である。学校施設が建替時期を迎える令和28年からしばらくは学校規模に課題はないが、令和47年以降は推計手法により、小規模校に該当する。

17 中央小学校

所在地		各務原市各務西町4丁目302番地	
校舎建設年度		昭和52(1977)年	
耐震補強		-	
延床面積	校舎	5,725㎡ (4,752㎡)	
	体育館	(866㎡)	
	その他	(107㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	22,004㎡ (12,319㎡)
		運動場	(8,948㎡)
		その他	(737㎡)
	借用地	(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

児童数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	357	328	313	318	300	271	248	227	209
要因法5年 H27-R2	357	366	373	384	373	348	326	308	290
要因法5年 R2-R7	357	298	274	272	250	217	192	170	152
変化率法10年 H27-R7	357	328	313	319	302	273	250	230	212
変化率法5年 H27-R2	357	367	375	387	376	352	330	312	296
変化率法5年 R2-R7	357	299	275	274	251	219	194	172	155

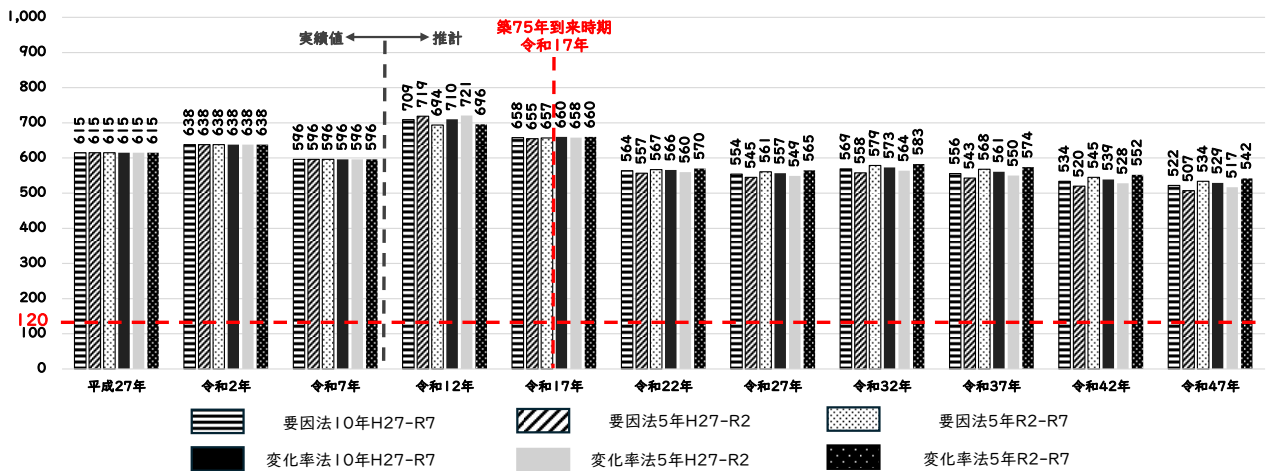
○一部の手法を除き、減少傾向であるが、安定した推移が見込まれる。学校施設が建替時期を迎える令和34年以降は推計手法により、小規模校に該当する。

18 那加中学校

所在地		各務原市那加東垂町48番地	
校舎建設年度		昭和35(1960)年	
耐震補強		平成24(2012)年	
延床面積	校舎	10,077㎡ (7,692㎡)	
	体育館	(1,532㎡)	
	格技場	(506㎡)	
	その他	(347㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	45,373㎡ (15,115㎡)
		運動場	(29,363㎡)
		その他	(895㎡)
	借用地	(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

生徒数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	596	709	658	564	554	569	556	534	522
要因法5年 H27-R2	596	719	655	557	545	558	543	520	507
要因法5年 R2-R7	596	694	657	567	561	579	568	545	534
変化率法10年 H27-R7	596	710	660	566	557	573	561	539	529
変化率法5年 H27-R2	596	721	658	560	549	564	550	528	517
変化率法5年 R2-R7	596	696	660	570	565	583	574	552	542

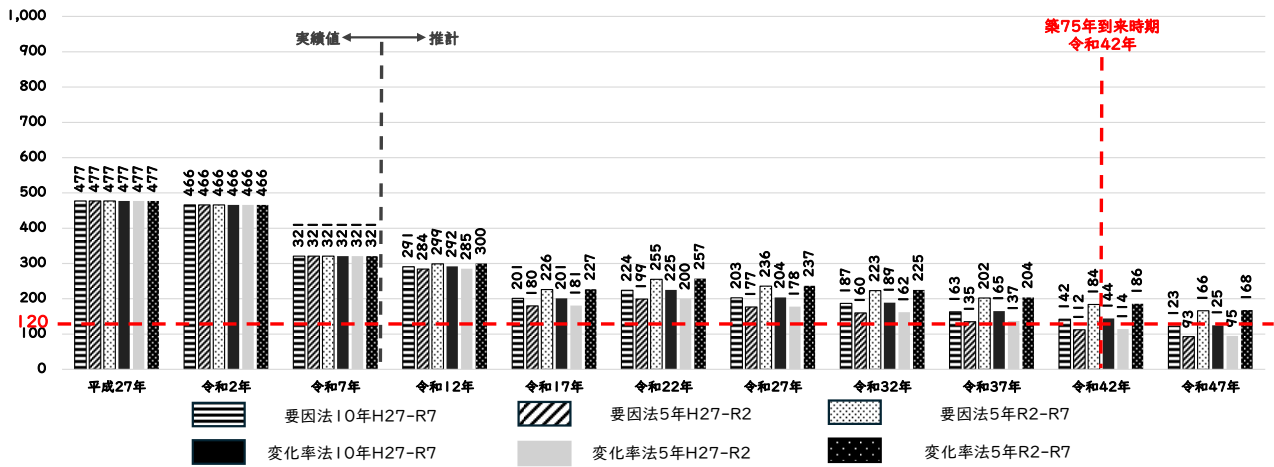
○令和12年に増加した後、以降は減少傾向であるが、安定した推移が見込まれる。学校施設が建替時期を迎える令和17年以降においても、学校規模に課題はない。

19 桜丘中学校

所在地		各務原市那加不動丘1丁目77番地	
校舎建設年度		昭和60(1985)年	
耐震補強		-	
延床面積	校舎	9,958㎡ (7,746㎡)	
	体育館	(1,231㎡)	
	格技場	(538㎡)	
	その他	(443㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	38,623㎡ (16,892㎡)
		運動場	(21,731㎡)
		その他	(0㎡)
	借用地	(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

生徒数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	321	291	201	224	203	187	163	142	123
要因法5年 H27-R2	321	284	180	199	177	160	135	112	93
要因法5年 R2-R7	321	299	226	255	236	223	202	184	166
変化率法10年 H27-R7	321	292	201	225	204	189	165	144	125
変化率法5年 H27-R2	321	285	181	200	178	162	137	114	95
変化率法5年 R2-R7	321	300	227	257	237	225	204	186	168

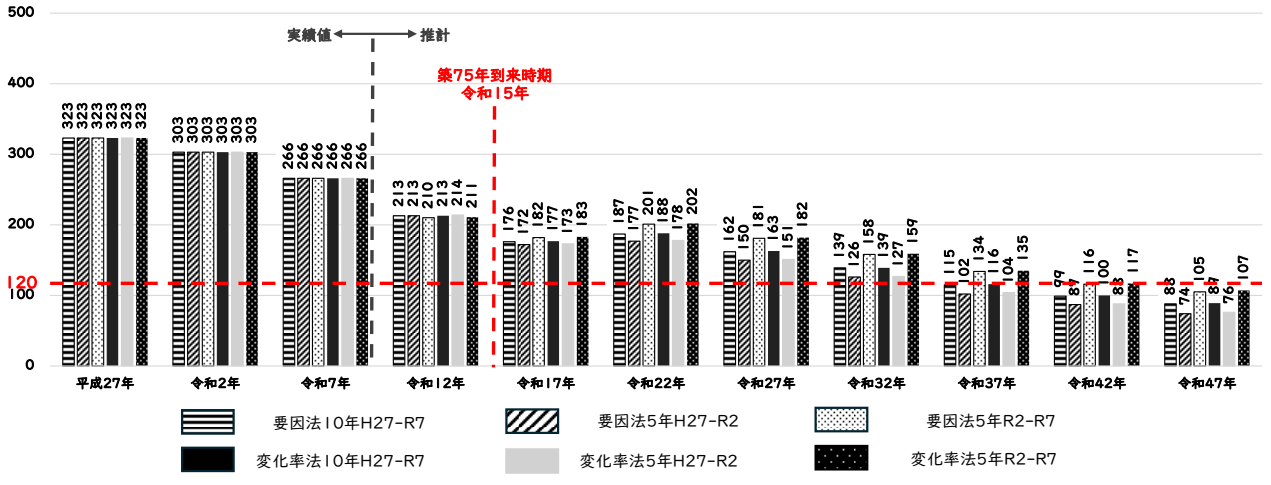
○減少傾向であり、学校施設が建替時期を迎える令和42年以降は推計手法により、適正化すべき小規模校に該当する可能性がある。

20 稲羽中学校

所在地		各務原市上戸町5丁目40番地	
校舎建設年度		昭和33(1958)年	
耐震補強		平成23(2011)年	
延床面積	校舎	7,097㎡ (5,322㎡)	
	体育館	(1,076㎡)	
	格技場	(510㎡)	
	その他	(189㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	28,251㎡ (14,780㎡)
		運動場	(10,222㎡)
		その他	(0㎡)
	借用地	(3,249㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

生徒数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	266	213	176	187	162	139	115	99	88
要因法5年 H27-R2	266	213	172	177	150	126	102	87	74
要因法5年 R2-R7	266	210	182	201	181	158	134	116	105
変化率法10年 H27-R7	266	213	177	188	163	139	116	100	89
変化率法5年 H27-R2	266	214	173	178	151	127	104	88	76
変化率法5年 R2-R7	266	211	183	202	182	159	135	117	107

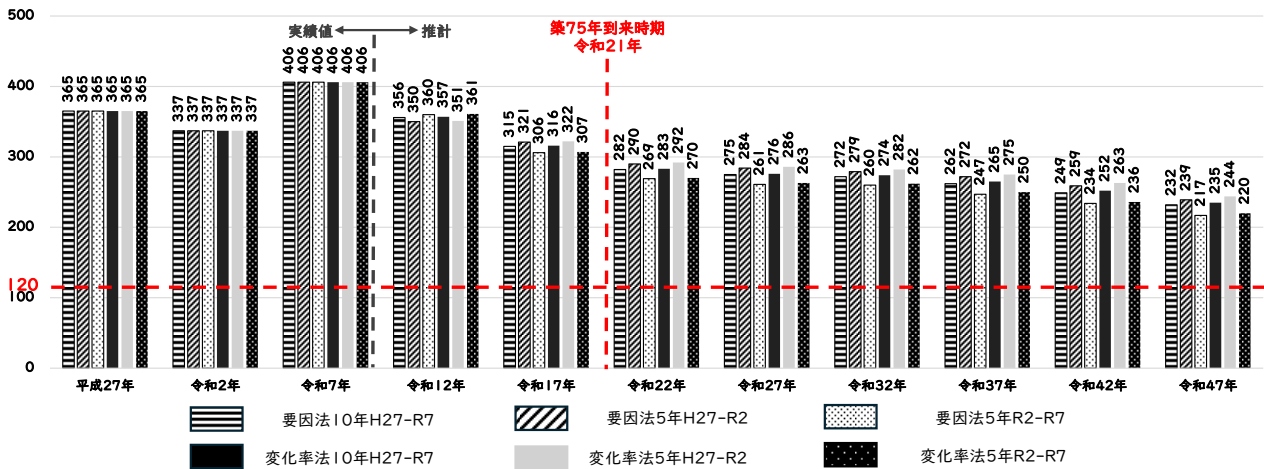
○令和12年時点で小規模校に該当し、その後も減少傾向である。学校施設の建替時期を迎える令和15年以降も小規模校が続き、令和37年以降は推計手法により、適正化すべき小規模校に該当する。

21 川島中学校

所在地		各務原市川島河田町1028番地1	
校舎建設年度		昭和39(1964)年	
耐震補強		平成23(2011)年	
延床面積	校舎	7,508㎡ (5,297㎡)	
	体育館	(1,307㎡)	
	格技場	(558㎡)	
	その他	(346㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	10,999㎡ (4,469㎡)
		運動場	(6,530㎡)
		その他	(0㎡)
	借用地	(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

生徒数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	406	356	315	282	275	272	262	249	232
要因法5年 H27-R2	406	350	321	290	284	279	272	259	239
要因法5年 R2-R7	406	360	306	269	261	260	247	234	217
変化率法10年 H27-R7	406	357	316	283	276	274	265	252	235
変化率法5年 H27-R2	406	351	322	292	286	282	275	263	244
変化率法5年 R2-R7	406	361	307	270	263	262	250	236	220

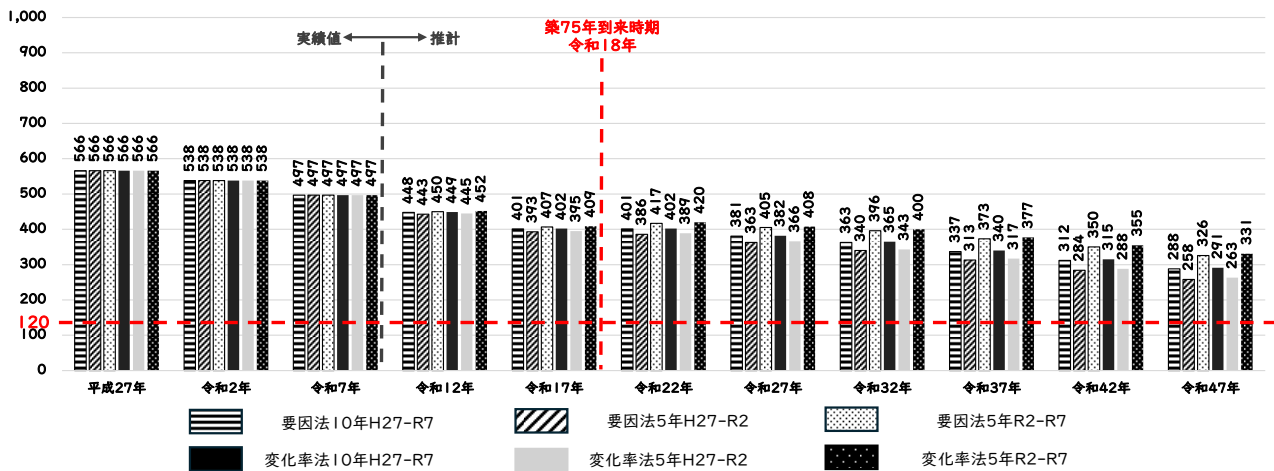
○減少傾向であるが、安定した推移が見込まれる。学校施設の建替時期を迎える令和21年以降においては、学校規模に課題はない。

22 鵜沼中学校

所在地		各務原市松が丘2丁目100番地	
校舎建設年度		昭和36(1961)年	
耐震補強		平成21(2009)年	
延床面積	校舎	10,171㎡ (7,904㎡)	
	体育館	(1,354㎡)	
	格技場	(499㎡)	
	その他	(414㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	39,775㎡ (8,057㎡)
		運動場	(25,724㎡)
		その他	(5,994㎡)
	借用地	(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

生徒数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	497	448	401	401	381	363	337	312	288
要因法5年 H27-R2	497	443	393	386	363	340	313	284	258
要因法5年 R2-R7	497	450	407	417	405	396	373	350	326
変化率法10年 H27-R7	497	449	402	402	382	365	340	315	291
変化率法5年 H27-R2	497	445	395	389	366	343	317	288	263
変化率法5年 R2-R7	497	452	409	420	408	400	377	355	331

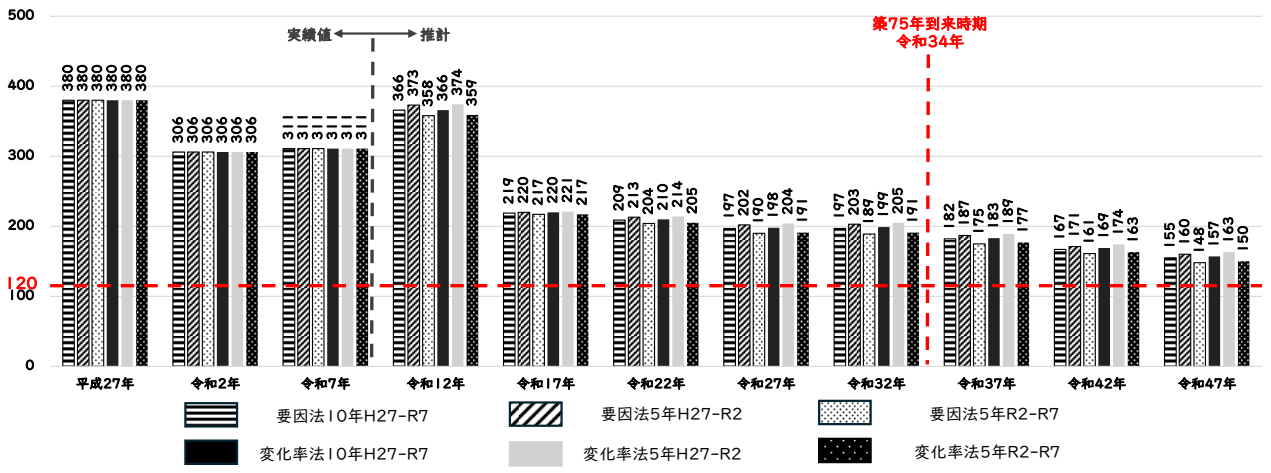
○減少傾向であるが、安定した推移が見込まれる。学校施設が建替時期を迎える令和18年以降においても、学校規模に課題はない。

23 緑陽中学校

所在地		各務原市緑苑北1丁目4番地	
校舎建設年度		昭和52(1977)年	
耐震補強		平成25(2013)年	
延床面積	校舎	8,713㎡	
	体育館	(6,710㎡)	
	格技場	(1,050㎡)	
	その他	(513㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	(513㎡)
		運動場	(440㎡)
		その他	(70,476㎡)
	借用地	(10,000㎡)	
		(27,959㎡)	
		(32,517㎡)	
		(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

生徒数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	311	366	219	209	197	197	182	167	155
要因法5年 H27-R2	311	373	220	213	202	203	187	171	160
要因法5年 R2-R7	311	358	217	204	190	189	175	161	148
変化率法10年 H27-R7	311	366	220	210	198	199	183	169	157
変化率法5年 H27-R2	311	374	221	214	204	205	189	174	163
変化率法5年 R2-R7	311	359	217	205	191	191	177	163	150

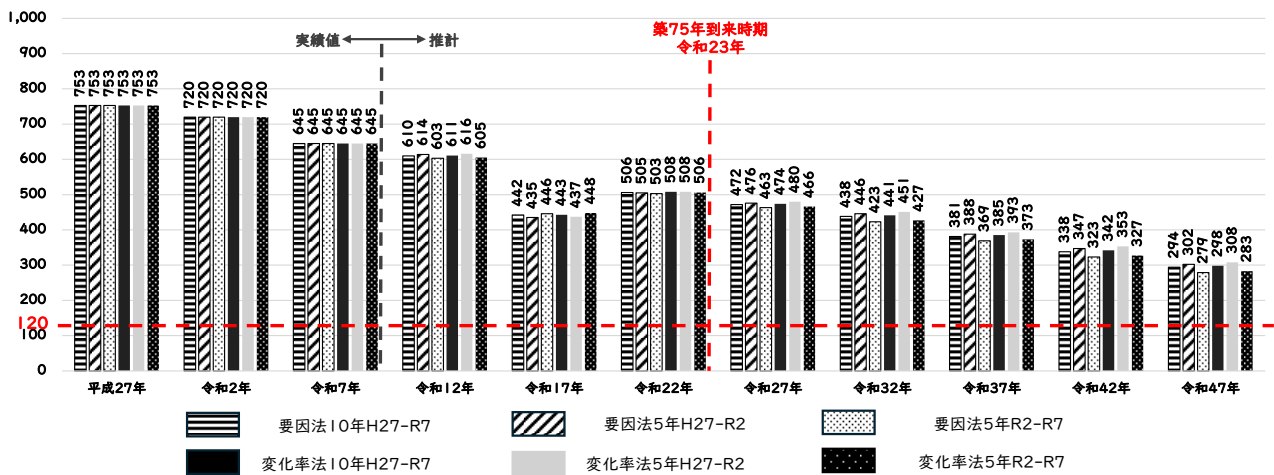
○令和12年に増加した後、減少傾向である。学校施設が建替時期を迎える令和34年より前の令和22年より、小規模校に該当する。

24 蘇原中学校

所在地		各務原市蘇原青雲町1丁目10番地	
校舎建設年度		昭和41(1966)年	
耐震補強		平成24(2012)年	
延床面積	校舎	9,657㎡ (7,115㎡)	
	体育館	(1,556㎡)	
	格技場	(567㎡)	
	その他	(419㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	27,819㎡ (12,465㎡)
		運動場	(13,516㎡)
		その他	(548㎡)
	借用地	(1,290㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

生徒数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	645	610	442	506	472	438	381	338	294
要因法5年 H27-R2	645	614	435	505	476	446	388	347	302
要因法5年 R2-R7	645	603	446	503	463	423	369	323	279
変化率法10年 H27-R7	645	611	443	508	474	441	385	342	298
変化率法5年 H27-R2	645	616	437	508	480	451	393	353	308
変化率法5年 R2-R7	645	605	448	506	466	427	373	327	283

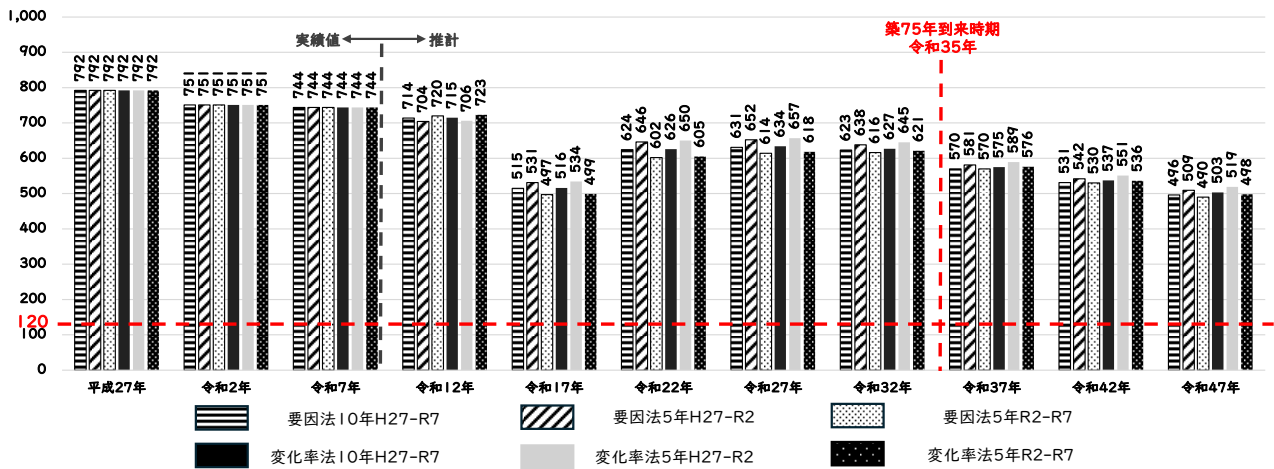
○令和22年に増加した後、減少傾向であるが、安定した推移が見込まれる。学校施設が建替時期を迎える令和23年以降においても、学校規模に課題はない。

25 中央中学校

所在地		各務原市各務西町4丁目358番地I	
校舎建設年度		昭和53(1978)年	
耐震補強		平成24(2012)年	
延床面積	校舎	9,451㎡ (7,691㎡)	
	体育館	(1,050㎡)	
	格技場	(511㎡)	
	その他	(199㎡)	
校地面積	保有	建物敷地	30,953㎡ (11,736㎡)
		運動場	(18,286㎡)
		その他	(931㎡)
	借用地	(0㎡)	

※校舎建設年度は最も古い校舎を掲載

生徒数の推計



	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
要因法10年 H27-R7	744	714	515	624	631	623	570	531	496
要因法5年 H27-R2	744	704	531	646	652	638	581	542	509
要因法5年 R2-R7	744	720	497	602	614	616	570	530	490
変化率法10年 H27-R7	744	715	516	626	634	627	575	537	503
変化率法5年 H27-R2	744	706	534	650	657	645	589	551	519
変化率法5年 R2-R7	744	723	499	605	618	621	576	536	498

○令和17年に大きく減少するが、令和22年に増加し、その後減少傾向となるが、安定した推移が見込まれる。学校施設が建替時期を迎える令和35年以降においても、学校規模に課題はない。

Ⅷ. 実施計画の策定について

1. 学校再編案の検討

各務原市における学校再編案の検討にあたっては、将来の児童生徒数の推移や学校施設の老朽化、適正規模・適正配置に関する方針等を踏まえ、持続可能で質の高い教育環境の確保を目的として、以下のプロセスに基づき学校再編案の検討を進める。

(1) 検討における前提条件の設定

学校再編の検討は、アンケート調査結果において現中学校区内での再編手法及び小中一貫校化が許容されていることを前提とする。

(2) 学校再編対象グループの決定

学校再編対象グループについては、前提条件より現中学校区を基本的な形として整理しながら、各地区の特性や現状を踏まえて決定する。具体的な学校再編対象グループについては「2. 学校再編対象グループ」に記載する。

(3) 学校再編対象グループにおける学校再編案の検討

決定した学校再編対象グループにおいて、次の二段階の評価軸を通して、最も適切な学校再編案を検討する。

①第1段階:適正規模を評価軸とした適切な学校再編の組み合わせの検討

各学校再編グループにおいて、現状維持した場合や小学校のみ統合した場合、小中一貫校化した場合など幅広い再編パターンを抽出する。

抽出した学校再編の組み合わせについて、再編後の児童生徒数の規模を評価軸として比較・検討し、各再編対象グループにおいて、適切な学校再編の組み合わせを選定する。

②第2段階:適正配置を評価軸とした学校整備地の検討

最も適切な学校再編の組み合わせにおいて、活用すべき学校敷地の選定を行う。

学校敷地の選定にあたっては、児童生徒や地域住民への影響を考慮し、既存の学校敷地の活用を基本としつつ、敷地面積の不足や児童生徒の安全確保に対する課題等がある場合には、学校用地以外の敷地における施設整備も含め、多角的な視点から検討する。

学校敷地の評価に際しては、適切な通学条件や敷地面積の確保、小中一貫教育の展開のしやすさを評価軸として比較・検討する。

○学校敷地の選定

- ・再整備に関しては、児童生徒や周辺住民に与える影響等を踏まえ、既存の学校敷地を基本とします。
- ・諸事情により、移転も含めた検討を行い、総合的な判断で敷地を決定することも考えられます。(学校の敷地面積が不足する場合、児童生徒の安全性の確保に支障がある場合等)

出典:令和7年 各務原市学校建替基本方針

①及び②の検討を経て、再編後の学校種及び施設形態を含め、各務原市全体として最適となる学校再編案を最終決定する。

(4) ロードマップの作成

学校再編の実施にあたっては、学校施設の老朽化や児童生徒数の推移等を踏まえて、各学校の再編時期の検討が必要である。特に学校施設の更新時期や、適正化すべき小規模校が発生する時期など、地域の実情に応じて段階的かつ着実に学校再編を進めるためのロードマップを作成する。

2. 学校再編対象グループ

「1. 学校再編案検討プロセス」で示した前提条件を基に、各務原市の目指すべき学校再編対象グループを以下に示す。

【学校再編対象グループ】

那加・桜丘中学校グループ	
<ul style="list-style-type: none"> ・那加第一小学校 ・那加第二小学校 ・那加第三小学校 ・尾崎小学校 ・那加中学校 ・桜丘中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来人口推計において、令和12年までに尾崎小児童数が120人を下回る見込みである。また、令和47年には桜丘中も適正化すべき小規模校に該当する可能性がある。 ・那加中は令和17年に校舎が築75年に到達する。 ※桜丘中に在籍する尾崎小校区の生徒は、他の小学校区をまたいで通学しており、隣接する那加第一小学校との再編なども含め一体的に検討する必要があることから、那加・桜丘中学校グループとして整理する
稲羽中学校グループ	
<ul style="list-style-type: none"> ・稲羽西小学校 ・稲羽東小学校 ・稲羽中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年時点において、稲羽東小児童数が120人を下回っている。また、令和47年には稲羽中、稲羽西小も適正化すべき小規模校に該当する可能性がある。 ・稲羽中は令和15年に校舎が築75年に到達する。
川島中学校グループ	
<ul style="list-style-type: none"> ・川島小学校 ・川島中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来人口推計において、適正化すべき小規模校に該当する可能性は低い。 ・川島中は令和21年に校舎が築75年に到達する。
鵜沼・中央中学校グループ	
<ul style="list-style-type: none"> ・鵜沼第一小学校 ・鵜沼第二小学校 ・八木山小学校 ・陵南小学校 ・各務小学校 ・中央小学校 ・鵜沼中学校 ・中央中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来人口推計において、令和12年までに各務小児童数が120人を下回る見込みである。 ・鵜沼中は令和18年に校舎が築75年に到達する。 ※各務小校区が中央小校区と隣接しており、自治会まちづくりミーティングや関係者ヒアリングにおいて、中央小との統合案の提案があったことを踏まえ、一体的に検討する必要があることから、鵜沼・中央中学校グループとして整理する。
緑陽中学校グループ	
<ul style="list-style-type: none"> ・鵜沼第三小学校 ・緑苑小学校 ・緑陽中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年時点において、緑苑小児童数が120人を下回っている。 ・しばらくの間は、目標使用年数に到達する校舎はない。
蘇原中学校グループ	
<ul style="list-style-type: none"> ・蘇原第一小学校 ・蘇原第二小学校 ・蘇原中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来人口推計において、適正化すべき小規模校に該当する可能性は低い。 ・蘇原第一小は令和14年に校舎が築75年に到達する。

3. 学校規模の適正化について

児童生徒数の推計によると、少子化の影響を受け児童生徒数は減少傾向にある。特に、尾崎小学校、稲羽東小学校、緑苑小学校、八木山小学校、各務小学校においては、それぞれに状況が異なるものの、既に適正化すべき小規模校に該当している学校もあり、早急に学校規模の適正化に向けた具体的な計画の検討を開始する必要がある。

また、それ以外の小中学校についても、児童生徒数の減少が進むことや学校施設の更新時期が到来することを踏まえ、将来にわたってより良い教育環境を構築するため、市全体で学校再編を検討していく必要がある。